

令和4年度第一回下野市人権推進審議会

次 第

日時:令和4年7月26日(火) 午前10時～

場所:下野市役所 203会議室

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 副市長あいさつ
- 4 委員・事務局紹介
- 5 会長・副会長の選任
- 6 会長あいさつ
- 7 議 事
 - (1) 全体スケジュールについて
 - (2) 令和3年度人権教育・啓発推進行動計画進捗状況報告について
 - (3) 人権教育・啓発推進行動計画改定について
 - ・各回スケジュールおよび改定案の概要について
 - ・基本目標の検討
- 8 その他
- 9 閉 会

下野市人権推進審議会委員名簿

任期：令和4年7月26日 ～ 令和6年3月31日

(敬称略)

			所 属	氏 名	備考
1	1号委員	学識経験者	宇都宮大学 共同教育学部	はせがわ 長谷川 <small>まゆみ</small> 万由美	教授
2			部落解放愛する会栃木県連合会	やまね 山根 <small>よしお</small> 吉雄	
3	2号委員	市校長会の代表者	下野市小中学校長会	さかもと 坂本 <small>みほ</small> 美保	石橋北小 校長
4	3号委員	民生委員児童委員協議会の代表者	下野市民生委員児童委員協議会	おぬき 小貫 <small>こ</small> シゲ子	
5	4号委員	教育委員の代表者	下野市教育委員会	ながやま 永山 <small>しんいち</small> 伸一	
6	5号委員	人権擁護委員の代表者	下野市人権擁護委員会	なかがわ 中川 <small>けんいち</small> 賢一	
7				こんどう 近藤 <small>みちこ</small> 美知子	
8	6号委員	公募による住民の代表者	公募委員	すずき 鈴木 <small>けんいち</small> 健一	
9				こんどう 近藤 <small>のりこ</small> 令兒	
10	7号委員	総合政策部長	総合政策部	こやの 小谷野 <small>まさみ</small> 雅美	
11		教育次長	教育委員会事務局	こんどう 近藤 <small>よしあき</small> 善昭	
12		健康福祉部長	健康福祉部	ふくだ 福田 <small>みつお</small> 充男	

令和4年度

第1回下野市人権推進審議会



日時 令和4年7月26日（火）午前10時～

場所 下野市役所 203会議室

下野市人権推進審議会

令和4年7月26日開催 下野市人権推進審議会

令和3年度 人権教育・啓発推進行動計画実績（概要版）

◆ 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

本市では、市民と行政が一体となって、家庭、地域社会、学校、企業などあらゆる場を通じて人権尊重の理念に対する理解を深められるよう、人権教育・啓発を推進するとともに、個別の重要課題の解決に向け積極的に取り組みます。

(2) 基本目標

人権教育・啓発活動を推進するとともに、「互いの人権を尊重し合い、共に生きる幸せを実感できる社会の実現」を基本目標とします。

(3) 基本姿勢

①生涯学習の視点に立った人権教育の推進

学校教育においては、人権教育を積極的に推進し、生活の中で実践できる子どもの育成を目指します。

社会教育においては、社会教育施設などの市民の学習の場を通じて自発的に人権問題について考え、解決に向けて取り組み、実践力ある市民の育成に努めます。

②共生の心を育む

高齢者や障がい者、外国人等に対する偏見や先入観、固定観念を払拭するなど、多様性や互いの価値観を容認し、人権を尊重する「共生の心」を育てていくことが大切です。

また、共生社会を構築するためには、すべての人々が、差別することなく互いの人権尊重意識の高揚を図り、やさしさと人を思いやる心、違いを認め合う寛容な心などを醸成することが重要です。すべての人々が互いに共生できる社会の実現に向けた一層の取り組みを進めます。

③連携の促進

家庭、学校、地域、企業、行政などが相互に連携しながら、効果的で実践的な人権教育・啓発を推進します。

◆ 行動計画（改訂版）の推進期間

平成30（2018）年度から令和4（2022）年度までの5年間とします。

※男女共同参画、子ども・子育て支援、高齢者保健福祉、障がい者保健福祉に関連する事業に関しては、人権教育・啓発推進に関連が強い事業のみ本計画において進捗管理を行います。その他の事業については、市で策定した各分野の個別計画において進捗管理を行います。

◆令和3年度の人権関連施策実施状況について

「人権教育・啓発推進行動計画」の改訂後5か年の進捗については、毎年実績報告をまとめ、重要課題の解決に向けて取り組んでいます。

令和3年度においては、事業全体として令和2年度から引き続き新型コロナウイルス感染症による影響を強く受けましたが、少しずつ本来の姿を取り戻そうと、各課試行錯誤を重ねながら人権教育・啓発事業に取り組みました。

その結果、令和2年度に中止したものの、令和3年度に再開、もしくは別の形で実施することができた事業も多くありました。

【女性】【子ども】の人権については、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大の影響で在宅時間が増えることによる、DVや虐待件数の増加が懸念されました。また、コロナ禍が長引くことにより経済的に困窮する女性や子どもが増え、「生理の貧困」というような言葉も頻繁に耳にするようになりました。相談対応・啓発活動に加え、「生理の貧困」への対応を行いました。

【外国人】の人権については、令和2年度は「国際感覚を深める教育・啓発の推進」に関連する事業のほとんどが中止となりましたが、令和3年度は10月に国際交流員が着任したこともあり、少しずつ国際交流関連事業を再開することができました。外国籍世帯に対する新型コロナウイルス関連の情報提供等についても、引き続き実施しました。

【インターネットにおける人権侵害】については、近年SNSを利用した人権侵害事件が多く発生していること、また、タブレット学習の導入等により子どもたちがインターネットに触れる機会が多くなっていることから、市民向けの講座を開講したほか、児童・生徒に対してはリーフレットを配布し各学級で指導を行う等の啓発・教育を行いました。

以上のほか、新型コロナウイルス感染症に関連する差別防止の啓発にも引き続き取り組みました。また、令和3年から新型コロナウイルスのワクチン接種が始まったことに伴い、「ワクチン・ハラスメント」と呼ばれるハラスメント行為も問題となり、対策を行いました。

◆重要課題の施策

1. 同和問題

同和問題は日本国憲法によって保障されている基本的人権を侵害する問題であると捉え、差別意識の解消に向け、正しい理解を深めるための発達段階に即した人権教育・啓発およびえせ同和行為への対応・予防に取り組みます。

<具体的施策>

- ・人権一般の普遍的な視点からの「人権教育・啓発」の推進
- ・人権の擁護のための相談事業の実施
- ・えせ同和行為対応についての啓発推進

主な事業（一部抜粋）

施策	担当課	R3実績(現状値)	人権擁護の視点から 工夫・配慮した点
人権一般の普遍的な視点からの人権教育・啓発の推進	市民協働推進課	「人権週間」期間(12/4～12/10)にあわせ、人権擁護委員による小・中学生を対象とした人権啓発講話を実施した。(市内11小学校・4中学校)	「相手の嫌がることはしないこと」「自分と相手との違いを豊かさとして受け止めること」といった、人権全般に通じる普遍的な事柄から、昨今課題とされている人権問題まで、学校に合ったテーマで講話を行った。
人権の擁護のための相談事業の実施	社会福祉協議会	人権擁護委員・民生委員等による相談業務(心配ごと相談)を実施した。 場所: ゆうゆう館 日程: 毎月第1・3火曜日 R3相談件数: 39件	多方面にわたる相談に対応するため、相談員を人権擁護委員、民生委員・主任児童委員、行政相談員で構成している。
えせ同和行為対応についての啓発推進	市民協働推進課	広報しもつけ8月号にてえせ同和行為に関する注意喚起文を掲載した。	掲載内容について、表現に不適切な点が無いか確認を行っている。

〇まとめ

人権一般の普遍的な視点からの「人権教育・啓発」については、下野市人権擁護委員会や関連団体と連携した啓発活動や、学校教育、人権セミナー等の機会の提供により、市民の人権感覚向上を図っている。

相談事業について、人権擁護委員、民生委員・主任児童委員、行政相談員による「心配ごと相談」を行っており、相談件数は年間39件であった。同和問題に関連する相談はなし。

えせ同和行為については、広報しもつけに記事を掲載し周知・啓発を行っている。

図 人権擁護委員による学校訪問



図 広報記事「同和問題に正しい理解を」(広報しもつけ令和3年8月号)

同和問題に正しい理解を トピック
3

同和問題とは、生まれた地区や住んでいる地区を理由に、日常生活やインターネット上など様々な場面で、不当な扱いやいわれのない差別を受け、基本的人権が侵害される重大な社会問題です。

また、「同和問題は怖い、避けたほうがよい」という誤った意識に乗じ、同和問題の解決に取り組んでいる団体を装って、不当な寄付や物品購入を要求する「えせ同和行為」も発生しています。

これらの問題を解決するためには、私たちひとりひとりの意識が大切です。同和問題を正しく理解して認識を深めることで、暮らしの中に存在する差別や偏見をなくしていきましょう。

■問い合わせ先
市民協働推進課 ☎(32)8887

2. 女性

「下野市男女共同参画プラン」(※1)に基づいて、関係機関等と連携を図りながら、女性の参画、登用の推進や男女が共に働きやすい環境づくりを促進します。

また、女性に対するDVやセクハラ等に関する人権侵害を防止するために関係機関と連携して、市民からの相談に応じるとともに、「配偶者等からの暴力対策基本計画」(※2)に基づき被害防止や被害者の保護に取り組みます。

※1 男女共同参画社会基本法および女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づき、さまざまな男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化に対応するとともに、男女が共に支え合い共に輝きながら心豊かに暮らすことができる地域づくりをめざす計画です。

※2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき、DVを防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図ることを目的に策定された計画です。(当計画は、令和3年度から男女共同参画プランに位置付けられています。)

<具体的施策>

- ・男女共同参画社会実現の為の啓発活動の推進

主な事業(一部抜粋)

施策	担当課	R3実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
男女共同参画社会実現の為の啓発活動の推進	こども福祉課	こども福祉課内の「家庭相談グループ」が、DV相談等に対応している。また、DVホットラインを2名の女性相談員により実施している。 (参考 DV相談件数 R3:71件)	相談員に女性2名を配置し、不在の場合でも女性職員が対応するなど相談しやすい環境づくりに配慮した。また、来庁相談の際は、安心して相談できるよう個室にて対応した。
	市民協働推進課	・男女共同参画週間に関連して、6月の広報紙で特集記事を掲載するとともに、市役所庁舎内においてパネル展を開催した。 ・性の尊重を目的とした男女共同参画推進セミナー「もっと話そう、性のこと」を実施した。 ・男女共同参画に関するクロスワードパズルを作成・広報紙掲載及びパネル展にて配布し、正解者に景品を送付した。	若年層が参加しやすい啓発事業として男女共同参画クロスワードパズルを実施した。男女共同参画に関するキーワードを用いたクロスワードパズルを解くことで、用語について自ら調べるとともに、市の男女共同参画啓発・DV被害者支援事業について知る機会とした。
	社会福祉協議会	経済的理由等により生理用品が入手困難な方に対して生理用品の無償配布を行った。 配布場所:社会福祉課、こども福祉課、市民協働推進課、市内図書館(石橋、国分寺、南河内)、ゆうゆう館、市内全小中学校(15校) R3実績 窓口配布37セット(昼夜各1パック入)、各学校1ケース(36パック)ずつ	希望者は、窓口にて意思表示カードやHPのお知らせ等を提示することにより、意思表示ができるようにした。また、女性職員が対応するようにした。

○まとめ

令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症流行下でのDV・虐待被害が懸念された。下野市における令和3年度のDV相談件数は71件であり、令和2年度の76件からは若干減となっているものの、高水準で推移している(参考:令和元年度の相談件数は36件)。被害者がDVを外部に相談するきっかけとなるよう、匿名での相談が可能なDVホットラインを設置している。

男女共同参画に関する啓発については、男女共同参画パネル展、クロスワードパズル企画、男女共同参画セミナー等を実施した。

図 パネル展 (全体図)



LGBT, DV, イクボス宣言のパネル



図 赤い羽根はあ〜と事業 (生理用品配布) 意思表示カード



3. 子ども

「子育て応援しもつけっ子プラン」(※3)に基づいて地域・家庭・学校と連携した子育て環境づくりを進め、子どもの人権を尊重する教育及び啓発の推進を図ります。

また、児童虐待への対応についても、関係行政機関・学校・家庭・地域社会等との連携により、虐待防止及び要保護児童(※4)対策に取り組めます。

※3 「子ども・子育て関連3法」に基づく平成27年度から施行された新たな子育て支援の仕組みへの対応を図るとともに、近年の子ども・子育てを取り巻く環境の変化等を踏まえ、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備するための指針として策定した支援計画です。

※4 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3に規定する児童を指します。「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」であり、虐待を受けた子どもに限らず、非行児童なども含まれます。

<具体的施策>

- ・子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進
- ・子どもに対する虐待、いじめ、不登校の防止・解消を目指した相談・支援体制の充実

主な事業(一部抜粋)

施策	担当課	R3実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進	生涯学習文化課	市民人権講座(全3回) 第1回(子どもの人権)日時:12/7(火) テーマ:「 <u>子どもの心に寄り添って～チャイルドラインの活動を通じてみえる子どもの現状と課題～</u> 」 講師:松江 比佐子 氏(認定NPO法人チャイルドラインとちぎ理事長) 参加者:38名	最近の社会課題となっている人権問題に焦点をあて、市民を対象とした人権意識向上のための学習機会を提供した。
子どもに対する虐待、いじめ、不登校の防止・解消を目指した相談・支援体制の充実	子ども福祉課	要保護児童の早期発見及びその適切な保護又は要支援児童への適切な支援を図るため、 要保護児童対策地域協議会 を設置し、関係機関、団体等と情報や考え方を共有し、事業を進めた。 代表者会議:年2回(6/28、10/21) 実務者会議:全体会年1回(6/29) 進行管理部会:年4回(6/29、10/8、12/17、3/18) ・ 受理会議 50回 ・ 個別ケース検討会議 31回 ・ 定期学校訪問 各小中学校年5回 参考 虐待通告件数 R3:81件 ※虐待否定・再通告含む	要保護児童対策地域協議会において、警察、医療機関、児童相談所、民生・児童委員、学校・教育委員会、保健福祉機関等の地域ネットワークの推進と、適切な相談に繋がるよう、より一層の連携強化に努めた。

	学校教育課	児童生徒の臨床心理に関して、専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを4名、中学校に配置し、小学校へも定期的に訪問することで教育相談体制の充実を図った。	スクールカウンセラーと保護者との面談内容、検査の結果等は、保護者の同意を得てから学校関係者に伝える体制をとった。
--	-------	---	--

○まとめ


重要課題2 女性におけるDVと同じく、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症流行下での児童虐待の増加が懸念された。令和3年度の虐待通告件数は、令和2年度からは若干減となっているが、新型コロナウイルス流行以前と比較すると依然として高水準で推移している。

(令和3年度 81件、令和2年度 92件、令和元年度45件)

子どもの人権に関する啓発については、例年こども福祉課がオレンジリボンキャンペーン事業で啓発を行っているほか、令和3年度は生涯学習文化課主催の「市民人権講座」にて、子どもに関するテーマを扱った。

相談支援体制については、こども福祉課や児童相談所において随時虐待等の通告を受け付けており、他機関と連携し事案ごとにケース会議を行った。学校教育課においても、アンケート調査等によるいじめの早期発見・防止ほか、スクールカウンセラーの配置により、子どもが悩みを抱えた際に他者に相談できる環境づくりを行った。

(次ページ資料あり)



チャイルドラインは
子どもの声を聴く活動

電話(毎日無料) チャット(木・金・第3土) つぶやき
※全国2000人 栃木では60人のボランティア

チャイルドラインが大切にしていること

「子どもの権利条約」の理念に基づき、子ども主体の
「子どもの最善の利益」の実現を目指しています

- ・子どもはおとなと同様の権利を持っています
- ・子どもはおとなと対等な存在であり社会をともに
作っていくパートナーです
- ・子どもを一人の人間として、その主体性を尊重しま
す

チャイルドライン 4つの約束



- 秘密は守る
- どんなことでも一緒に考える
- 名前は言わなくていい
- 切りたいときには切っていい

事柄	受信数
人間関係	373
雑談・話し相手	252
気分の落ち込み	180
進路・生き方	107
いじめ	66
自殺・自傷	59
虐待	58
性の多様性	24

- ひとり親家庭
- こどもの貧困
- 自分に自信が持てない → 自己肯定感が低い
- 精神を病む子どもたち
- インターネット

4. 高齢者

「下野市高齢者保健福祉計画」(※5)に基づいて、自立支援と生きがいを促進するため、高齢者が生涯を通じて学習できる機会の確保や積極的に社会活動へ参加できる環境づくりの推進に努めます。また、高齢者との交流などによる福祉教育を充実させ、高齢者の人権に関する教育・啓発活動を推進します。

さらに、関係機関・団体と連携し、認知症高齢者への支援及び高齢者虐待を防止するための対策に取り組めます。

※5 高齢者の人口の急激な増加や多様化する高齢者ニーズに対応するため、高齢者の福祉と健康の増進を図るための高齢者対策の基本指針です。

<具体的施策>

- ・介護や福祉の問題や、高齢者の理解に関する教育・啓発活動の推進
- ・認知症高齢者等に対する虐待防止対策や相談・支援体制の充実、権利擁護の推進

主な事業（一部抜粋）

施策	担当課	R3実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
介護や福祉の問題や、高齢者の理解に関する教育・啓発活動の推進	高齢福祉課	<p>認知症に対する理解を深めるための認知症サポーター養成講座を、地域ふれあいサロンや企業、大学生を対象に実施した。</p> <p>・開催回数:7回 受講者数:211人</p> <p>認知症サポーター養成講座受講修了者(希望者)を対象にした認知症サポーターステップアップ講座は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため人数制限等の感染対策を講じながら開催した。</p> <p>開催回数:1回 受講者数:16人 第1部:座学 第2部:オレンジカフェ参加</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大状況を考慮しながら事業を実施した。</p> <p>認知症の人と家族を支えるためには、認知症に対する正しい理解と地域の見守りが不可欠であり、それを促進するために認知症サポーターの養成を行った。また、ステップアップ講座修了者等がさらに認知症理解を深め、ボランティアとして活躍できる場を積極的に周知している。</p>
高齢者に対する虐待防止対策や相談・支援体制の充実、権利擁護の推進	高齢福祉課	<p>成年後見制度利用に関するパンフレット等を活用しながら、高齢福祉課及び地域包括支援センターにおいて相談対応等を行った。</p> <p>社会福祉士による「成年後見制度なんでも相談会」を奇数月に実施した。(相談件数:7件)</p>	<p>判断能力の低下した高齢者に対し、高齢者本人に不利益が生じないよう、権利を擁護するため、成年後見制度の利用支援を行った。</p> <p>状況により匿名での相談対応を行った。</p>

○まとめ

認知症患者への理解を市民に促すため、高齢福祉課において「認知症サポーター養成講座」を実施している。令和2年度は感染症拡大防止のため小規模で実施したが、令和3年度は感染症対策を講じながら、企業や大学生等も対象として実施することができた。

また、高齢者の権利擁護のため、成年後見制度利用の周知活動や、相談対応等を行っている。令和3年度は7件の相談があった。

図 認知症サポーターステップアップ講座



図 認知症サポーターカード（養成講座受講者に配布）



5. 障がい者

「しもつけしハートフルプラン」(※6)に基づき、関係機関との連携を図りながら、障がいのあるなしにかかわらず、すべての市民がお互いに人権と個性を尊重しながらともに生きるまちの実現を目指します。

そのため、障がい者に対する人権侵害や差別等解消のための教育や啓発の推進、雇用・就業の促進、障がい者の権利を守る相談体制の充実に努めます。

また、障がい者の自立と社会参加を促進するため、福祉サービスや支援の充実に努めます。

※6 障がいのある人が自立し、地域に住む人が障がいの有無にかかわらず支えあうまちづくりと、ともに生きる社会の実現のため、障がい福祉サービスの提供体制の整備を進めるための計画です。

<具体的施策>

- ・教育の充実及び交流・ふれあいの促進
- ・障がい者の人権を尊重する教育・啓発の推進
- ・障がい者に対する虐待防止対策や相談・支援体制の充実、権利擁護の推進

主な事業（一部抜粋）

施策	担当課	R3実績（現状値）	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
教育の充実及び交流・ふれあいの促進	学校教育課	特別支援学級と通常学級との交流や、特別支援学校との交流、総合的な学習の時間でのアイマスク体験、白杖体験、車椅子体験などを実施した。	障がいを理解し、障がい者を一緒に生きる仲間として捉えることができるように指導した。
障がい者の人権を尊重する教育・啓発の推進	社会福祉課	障がい者への正しい理解と共生型サービスの実態やその効果について、地域全体で学びを深めるため市民や高齢者障がい者の支援者を対象とした しもつけ福祉塾 を開催した。令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、 映画の上映会 という形式で実施した。 ① 映画「道草」上映会 6/30、48名参加 ② 映画「だってしょうがないじゃない」上映会 12/7～9、計46名参加	精神障がい者が地域で安心して暮らすため、精神障がいについて正しい理解が深まるよう取り組んだ。
障がい者の権利擁護の推進	社会福祉課	障がいについて、地域の人への普及・啓蒙のため地域自立支援協議会と連携した 啓発活動 を行った。 障がい者週間 でのパンフレットの掲示や配付をした。	障がい者の権利擁護についての理解を深めるよう取り組んだ。

〇まとめ

障がい者に関する教育の充実については、学校教育にて、道徳や総合学習の時間に学習を行った。
また、障がい者の人権尊重や権利擁護の推進を目的として、社会福祉課にて各種啓発活動を行ったほか、高齢部門と共同で成年後見に関する相談会を開催した。

図 障がい者週間 啓発活動の様子（ヨークベニマル石橋店）



図 しもつけ福祉塾（映画上映）の様子



図 映画「道草」上映会ポスター（表）

しもつけ福祉塾

—障がい者のアタラシイ暮らしかたを考える—

映画「道草」上映会

重度知的障がい者のひとり暮らしを描いたドキュメンタリー映画「道草」を上映します

下野市が目指す、障がいのある人もない人も共に生きる「共生のまち しもつけ」

この映画をきっかけに一緒に考えてみませんか？

2021
6/30
(水)

参加費 無料

下野市役所 3階
303・304
会議室
(下野市笹原 26)

受付 9:00
開始 9:30
終了 11:30

定員 50名



映画の詳細内容は裏面へ

必ず事前にお申し込みください

お申し込み・お問い合わせ

下野市障がい児者相談支援センター
【TEL/FAX】 0285-37-9970
【Mail】 shimotsuke.soudan@topaz.plala.or.jp

図 映画「道草」上映会ポスター（裏）

たったひとりの世界では、
自分は見えない。
道草をしながらふたりで
歩く散歩は、この世界とつな
がり、相手の瞳に自分を映し
出す時間。

こんな時間をすべての人が
持つことができれば、わたし
たちはもっともっと優しくな
れるだろう。

瀧瀬あや（映画監督）

はみ出していく。
よし、はみ出していこう。

暮らしの場所を限られてきた人たちがいる。自閉症と重度の知的障害があり、自傷・他害といった行動障害がある人。世間との間に線を引かれ、囲いの内へと隔てられた。そんな世界の閉塞を、軽やかなステップが突き破る。東京の街角で、介護者付きのひとり暮らしを送る人たち。タンポポの綿毛をとばしブランコに揺られ、季節を闊歩する。介護者とのせめぎ合いはユーモラスで、時にシリアスだ。叫び、振り下ろされる拳に伝え難い思いがにじむ。関わることはしんどい。けど、関わりなくなることで私たちは縮む。だから人はまた、人に近づいていく。

ひとりさびし、ふたりで歩く。
雨は降る、陽は輝く。人は泣き笑う。

<知的障害者の暮らしとは？>

知的障害がある人の暮らしの場は広がって来ますが「重度」とされる人の多くは未だ入所施設や病院、親元で暮らしているのが実情です。

2014年に重度訪問介護制度の対象が拡大され、重度の知的・精神障害者もヘルパー付きのひとり暮らしが出来る可能性は大きく広がりました。

そんな中、16年夏には相模原障害者殺傷事件が起きました。この街で誰もがともにあるために、新しい選択肢を見つめてみませんか？

2018年/95分/16:9/カラー/日本
監督・撮影・編集:穴戸大裕 / 音楽:末森樹 永原元 / 音響構成・整音:米山靖 / 宣伝デザイン:林よしえ / 宣伝イラスト:木下ようすけ / 題字:岡部亮佑
特別協力:全国自立生活センター協議会 / 助成:公益財団法人 キリン福祉財団 / 企画・製作:映画「道草」製作委員会
お問合せ:映画「道草」上映委員会 Tel: 080-3457-8833 FAX:087-883-6570 info@michikusa-movie.com http://michikusa-movie.com/

6. 外国人

差別や偏見を解消し、人権を尊重し合い共に生きる社会への理解を深めるため、児童生徒への外国語教育の充実や市民への啓発活動を通して相互理解の促進に努めます。

また、在住外国人が社会で孤立せず安心して生活できるよう、支援の充実や環境づくりを目指し、すべての外国人と日本人が心豊かに暮らすことが出来る多文化共生社会の実現に努めます。

<具体的施策>

- ・外国人が暮らしやすく活動しやすいまちづくりの推進
- ・国際理解を深める教育・啓発の推進

主な事業（一部抜粋）

施策	担当課	R3実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
外国人が暮らしやすく活動しやすいまちづくりの推進	市民協働推進課	新型コロナウイルス感染症対策として、 ・外国籍世帯主 576 名あてに、新型コロナウイルス感染症相談ホットラインが記載された多言語による案内はがきを送付した。 ・外国人が多く在籍する企業に県担当者とともに訪問しフォローアップを行った。 ・市 HP に新型コロナウイルス感染症対策の多言語パンフレットが掲載された県 HP リンクを掲載した。	外国人の相談対応では、国際交流員や語学が堪能な職員の対応のほか、国際交流協会所有の翻訳機を貸し出すことによって、適切に案内ができるよう努めた。 多言語での感染症対策情報の提供を行い、外国語話者が感染症情報へアクセスできるよう配慮した。
国際理解を深める教育・啓発の推進	市民協働推進課	10 月に国際交流員が着任した。 3 月のイースターに関連したドイツ文化体験を 2 回実施した。(イースターエッグカラーリング・イースターのおいしい卵探し)	家族で参加できるようなイベント内容とし、老若男女を問わず国際交流に触れるきっかけ作りを行っている。

〇まとめ

令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の情報を外国籍の住民へも伝達できるようにした。市民協働推進課にて感染症情報等の周知を行ったほか、ワクチン接種会場では、日本語の問診票の記入が難しい市民に対し、各種言語での問診票の提供や、やさしい日本語での対応を行った。

市民の国際感覚を深める取り組みについては、東京オリンピックにおけるキプロス共和国のホストタウンとして選手受け入れや各種交流事業を行ったほか、令和3年10月から国際交流員が着任し、ドイツ文化体験のイベントを実施した。

図 外国籍世帯主あてに送付したハガキ



図 外国語の問診票

Pre-Vaccination Screening Questionnaire for COVID-19 Vaccine (Booster shot)

*Please fill in or check the [] boxes inside the bold frame. (space for your vaccination voucher / sticker)

Address of the resident: Prefecture _____, City _____
 Address _____
 Phone No. () _____
 Name _____
 Date of birth: Year / Month / Day () _____ years old. male female
 Body temperature before vaccination _____ Degree Celsius

注意：
 電子診票を用いて請求を行うことはできません。
 日本語の予約票に転記の上、請求を行ってください。

Question	Response field	Field filled in by doctor
Have you ever received the COVID-19 vaccine before? (If yes, date of 1st dose: YYYY/ MM/ DD, date of 2nd dose: YYYY/ MM/ DD) (Vaccine)	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
Is the city, town, or village where you currently reside the same as the city, town, or village stated on the coupon?	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
Have you read the "Instructions for the COVID-19 vaccine" and do you understand the effects and adverse side effects?	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
Are you currently suffering from any kind of illness and receiving treatment or medication? Name of disease: <input type="checkbox"/> heart disease <input type="checkbox"/> kidney disease <input type="checkbox"/> liver disease <input type="checkbox"/> blood disease <input type="checkbox"/> disease that makes it difficult to stop bleeding <input type="checkbox"/> immune deficiency <input type="checkbox"/> capillary leak syndrome <input type="checkbox"/> other () Nature of treatment: <input type="checkbox"/> blood-thinning medicine () <input type="checkbox"/> other ()	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
Have you had a fever or gotten sick in the last month? Name of disease ()	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
Are there any parts of your body that are not feeling well today? -Condition ()	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
Have you ever had a convulsion (seizure)?	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
Have you ever experienced severe allergic symptoms (such as anaphylaxis) from medications or foods? Medication or food that caused the problem ()	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
Have you ever been sick after receiving a vaccine? Type of vaccine () Condition ()	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
Is there any possibility that you are currently pregnant (for example, your period is later than expected)? Or are you breastfeeding?	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
Have you had any vaccines within the last two weeks? Type of vaccine () Date of vaccine ()	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
Do you have any questions about the vaccine today?	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
For doctor's use only: In light of the results of the questions above and examination, today's vaccine is (if possible, list only) I have explained the effects of the vaccine, side effects, and the Relief System for Injury to Health with Vaccination to the patient.	Signature and seal of doctor	
For medical institution use only: <input type="checkbox"/> Outside the doctor's hour (time in) <input type="checkbox"/> Non-consultation day <input type="checkbox"/> Child (under 5) <input type="checkbox"/> Capewo <input type="checkbox"/> Capewo	*Please check by checking in the appropriate circle.	
COVID-19 Vaccination Request Form After receiving a medical examination and explanation from a doctor and understanding the effects and side effects of the vaccine, do you wish to receive this vaccine? (<input type="checkbox"/> I wish to be vaccinated / <input type="checkbox"/> I do not wish to be vaccinated) The purpose of this preliminary medical examination form is to ensure the safety of the vaccine. I understand this and consent to this Pre-Vaccination Screening Questionnaire being submitted to the municipal government, the All-Japan Federation of National Health Insurance Organizations, and the National Health Insurance Organization. Date: YYYY/ MM/ DD Signature of vaccinated person or their guardian (If the person to be vaccinated is unable to sign the form by themselves, a representative must sign the form, and the representative's name and relationship to the person to be vaccinated must be indicated.) (In the case of a person under 15 years of age, the form must be signed by the guardian. In the case of an adult ward, the form must be signed by the person himself/herself or the adult guardian.)		
Name of vaccine and lot number	Vaccination amount	Vaccination location, name of doctor, and date of vaccination *Please fill in the medical institution code and vaccination date so that they fit within this field. Vaccination location: _____ Medical institution code: _____ Name of doctor: _____ Date of vaccination: *Example April 1, 2021 -month- YYYY / MM / DD
*This seal overlaps with the edges of the form. (Note: This seal will be excised after use.)		

図 国際交流員によるイベント（イースターのおいしい卵探し）



7. HIV 感染者等

偏見や差別意識を解消し、共に生きていくことの大切さを市民に伝えてくため、エイズやハンセン病に関する正しい知識と理解の普及に努めるとともに、学校・地域・家庭が一体となった教育に取り組みます。

< 具体的施策 >

- ・エイズ教育（性教育）の推進と正しい知識の普及
- ・ハンセン病に対する正しい知識の普及

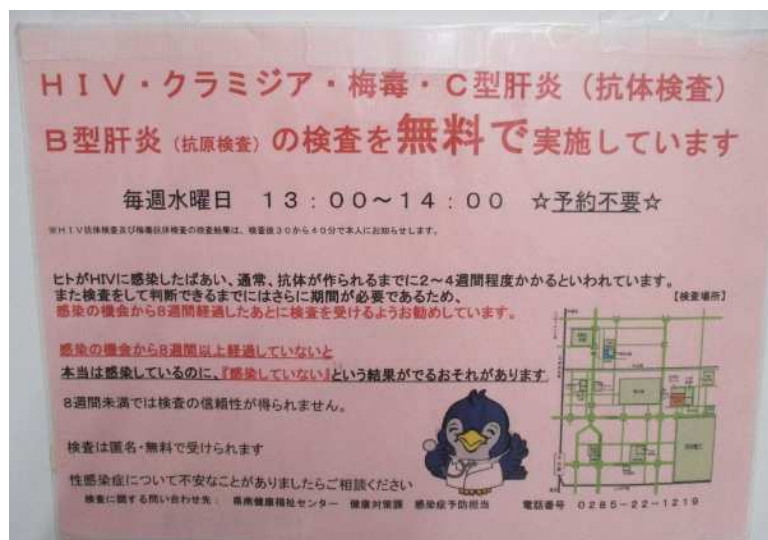
主な事業（一部抜粋）

施策	担当課	R3実績（現状値）	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
エイズ教育（性教育）の推進と正しい知識の普及	学校教育課	保健の授業や、健康教室等で正しい知識と理解を深め、偏見や差別解消を図る指導を行った。性に関する指導においても関連して扱った。 思春期講座の実施など外部機関と連携した取組を行った。	教職員が正しい理解のもとに、児童生徒の発達段階に応じた指導ができるよう、国からの通知や資料を周知した。

〇まとめ

エイズやハンセン病といった感染症に関する教育は、学校教育にて、児童生徒の発達段階に応じ、正しい知識と理解を深められるよう指導を行った。また、健康増進課にて市民対象の健康診断を行う際、待合スペースや検査会場等に HIV 等の無料検査方法を記載したパネルを掲示し周知した。

図 HIV 等の検査方法の周知（健康診断にて）



8. インターネットによる人権侵害

個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるために、モラルをもった利用の推進を図ります。

個人、行政、企業等を問わず、他者の人権への配慮を心がけ、適切な情報管理の必要性や、ルールやマナーの遵守の啓発、情報モラルの醸成を図ります。さらにインターネット上における差別的表現の流布やプライバシーを侵害する情報については、法務局と連携して適切に対応します。

<具体的施策>

- ・利用モラルの向上に向けた教育・啓発の推進
- ・差別的表現への対応

主な事業（一部抜粋）

施策	担当課	R3実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
利用モラルの向上に向けた差別的表現への対応 教育啓発の推進	学校教育課	学校教育でのタブレット運用開始に際し、児童生徒にインターネット利用上の注意事項等を記載した「私とタブレットの7つの約束」を児童・生徒に配布し、インターネットを利用して他者の人権を侵害しないということを含め、タブレット利用上の注意事項を学校から指導した。	タブレットを使用する上で、人が嫌がること・人を傷つけることはしないよう指導した。
	生涯学習文化課	人権教育講演会 主催：下野市・下野市教育委員会 日時：11/28(日) 演題：インターネットに潜むワナ 講師：スマイリーキクチ 氏 対象：教育関係委員、PTA 会員、学校教職員、一般市民、行政職員 参加者：74 名	市民の人権保護に対する意識向上のため開催した。 また、とちぎ視聴覚障害者情報センターへ要約筆記を依頼した。

〇まとめ

インターネットに関する人権については、学校教育課や生涯学習文化課にて、児童・生徒や保護者を対象にインターネットモラルについての指導を行った。令和3年度は学校教育でタブレット使用が開始されたため、リーフレット「私とタブレットの7つの約束」を活用し特に重点的に指導を行った。

また、生涯学習文化課にて市民対象の人権講演会「インターネットに潜むワナ」を開催し、インターネット上での誹謗中傷等について考える機会を提供した。

私とタブレットの7つの約束

これから、タブレットを上手にを使って、よりよく学んでいく力を身に付けていきます。タブレットは、正しく使えば便利なものですが、使い方を間違えると怖いものにもなります。高価なものでもあります。また、今後持ち帰って学習に使うこともあります。

下野市では、タブレットを使うための約束が2つあります。



1. 学びを深め、学校生活を豊かにするために活用します。
2. 人が嫌がることや人を傷付けることはしません。



下野市の約束をもとに、●●学校では、皆さんにタブレットを楽しく正しく使ってもらうために7つの約束を考えました。この約束は、学校でも家でも守り、未来に役立つ力を身に付けましょう。

私とタブレットの7つの約束

- ① 私はタブレットを大切に使います。
- ② 間違えて落としてしまったり、壊してしまったりしたときには、正直に先生に知らせます。
- ③ パスコードやパスワードは、自分だけが覚えておき、家族以外には教えません。（忘れてしまったときのために、先生には初めに教えましょう。）
- ④ インターネットの便利さや怖さを正しく知り、モラルを守りながら使っていきます。
- ⑤ 人を傷付けるような使い方はせず、人の幸せにつながるような使い方を考えていきます。
- ⑥ 明るいところで、正しい姿勢で使い、長時間画面を見続けないようにします。
- ⑦ 使った後は、正しい場所（指示された場所や安全な場所）へ片付けます。

＋ 持ち帰りの約束 ABC

- ㉠ 家でも7つの約束を守ります。
- ㉡ 家に持って帰るとちゅうや、学校に持ってくるとちゅうには、タブレットのいったカバンなどは手放さず、カバンなどから出しません。
- ㉢ 家でも、学習に関係することだけに使います。

私は「7つの約束」をしっかり守ってタブレットを使います。

令和 3 年 4 月 () 日

下野市立●●学校 () 年 () 組 () 番

名前 ()



令和3年度下野市人権教育講演会

入場
無料

インターネットに潜む 危険なワナ

日本では、1948年12月10日に国連で世界人権宣言が採択されたことを記念して、毎年12月4日から12月10日までの1週間を人権週間と定めています。

人権週間に先立ち、下野市では人権教育講演会を開催いたします。皆様のご参加をお待ちしております！

日時 **11月28日(日)**

13:30～15:00 13時開場

会場 **国分寺公民館
大ホール** (下野市小金井1127)

定員 **120名** 要申込・先着順

申込
締切 **11月22日(月)**

お申込は下記までご連絡いただくか、QRコードより申請してください。



【新型コロナウイルス感染症対策】

- ・マスクの着用、こまめな手洗い・うがい、体調管理の徹底をお願いします。
- ・受付時に手指消毒と検温を実施します。発熱（37.5度以上）のある場合には、参加をお断りさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
- ・会場は十分な広さを確保しておりますので、受講者同士の座席間隔を空けて講演会を行います。

主催 下野市/下野市教育委員会



講師：**スマイリーキクチ 氏**

■プロフィール

東京北千住生まれの下町育ち。平成5年1月コンビ『ナイトシフト』結成。翌年6月に解散し、現在は一人で活躍中。この笑顔とおだやかな口調ながら、するどい切り口のトークが特徴。自身のネット中傷被害の経験を生かし、講演活動を行っている。

【書籍】「突然、僕は殺人犯にされた～ネット中傷被害を受けた10年間～」(竹書房)
※開成中学・高等学校で教材に使用

■お申し込み・問い合わせ先 下野市教育委員会事務局 生涯学習文化課
☎32-8919 📠32-8610 ✉syougaiyakusyuuubunka@city.shimotsuke.lg.jp

9. その他の人権問題

時代や社会の変化の中で、配慮が求められる方々の人権が侵害されないよう正しい知識を身に付け理解を深めるとともに、改めて「基本的人権の尊重」の原点に立ちかえり、互いを尊重し誰もが豊かな生活を送れるよう教育・啓発活動に取り組みます。

また、これらの人権問題や、今後の社会環境の変化等に伴い、新たに生じる人権問題については、あらゆる機会を通じて人権教育及び人権啓発の推進を図り、解決に努めます。

<具体的施策>

- ・人権意識を持つ自立した人間形成へ導く人権教育や積極的な啓発の推進

主な事業（一部抜粋）

施策	担当課	R3実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
人権意識を持つ自立した人間形成へ導く人権教育や積極的な啓発の推進	市民協働推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画週間パネル展において、LGBT等に関するパネルを展示した。 期間:6月1日(火)～6月30日(水) 場所:市役所1階市民ロビー、Twitter ・性の尊重を目的とし、男女共同参画推進セミナーを実施した。 実施日:3月23日(水) テーマ:もっと話そう、性のこと 来場者数:17名 	感染症対策のため庁舎以外での展示を取り止め、Twitterでパネル内容を掲載した。セミナーについては、感染症の影響で講師のみオンラインで実施した。セミナーの主題は性教育についてであるが、身近にある様々な性のバイアスについて(性自認を含む)も説明された。
	市民協働推進課	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスワクチン接種から発生した「ワクチン・ハラズメント」について、以下の方法で啓発を行った。 ・コミュニティラジオ「FM ゆうがお」に市民協働推進課職員が出演し、「“ワクハラ”ってなに？-コロナワクチン接種にかかわる人権問題-」の題で放送を行った。(R3.7.28) ・12月の人権週間時に発行したリーフレットに、「STOP!ワクチンハラズメント」の題で記事を掲載した。 	新型コロナウイルスワクチンに関して、接種は自分の意思に基づくため、強制や接種しないことに対する差別、不当な取り扱いは許されないこと等を周知した。

〇まとめ

性的マイノリティの人権に関して、市民協働推進課にてパネル展や性の尊重をテーマとしたセミナーの開催など各種啓発を行った。また、これまでの新型コロナウイルス感染症患者や医療従事者等に対する差別に加え、ワクチン接種を強制する等の「ワクチン・ハラズメント」が問題となったため、広報紙やコミュニティラジオ等を活用し啓発を行った。

図 LGBT パネル（男女共同参画週間パネル展にて掲示）

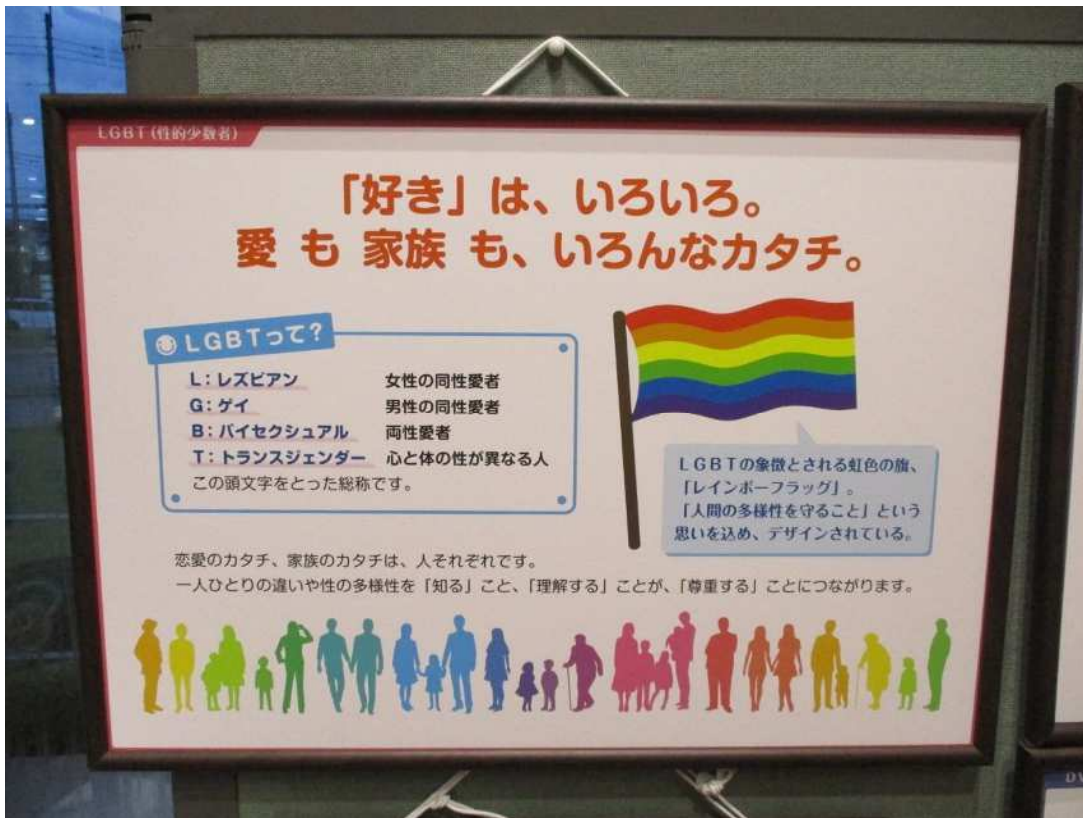
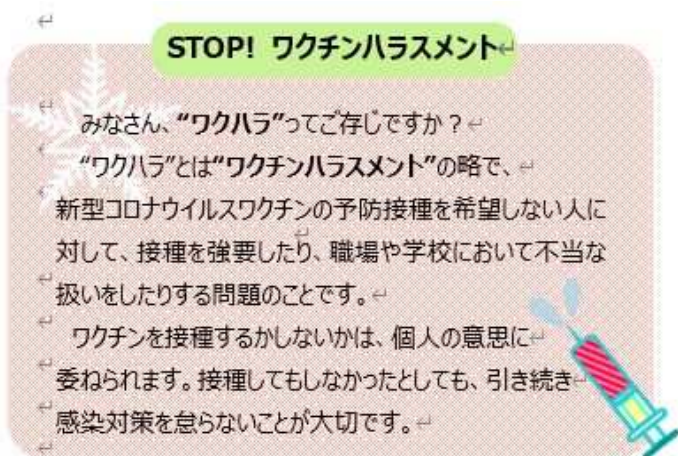


図 人権週間リーフレット ワクチンハラスメント記事（抜粋）



重要課題 1. 同和問題

＜方針＞

- ① 差別意識の解消に向け、すべての人の基本的人権を尊重していくために、発達段階に即した人権教育・啓発に取り組む。
- ② 同和問題の解決を阻害する「えせ同和行為」を排除するため、積極的な情報提供に取り組むとともに、法務局や警察等の関係機関との連携を通じて、被害の予防に努める。

施策	内容	担当課	R3実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
人権一般の普遍的な視点から ・ 育教権人 啓発の推進	学校や企業における生涯学習等のあらゆる機会を通して教育・啓発活動の推進を図り、人権尊重の精神を醸成する。	市民協働推進課	「人権週間」期間(12/4～12/10)にあわせ、人権擁護委員による小・中学生を対象とした人権啓発講話を実施した。(市内 11 小学校・4 中学校) 令和3年度は、校長懇談を希望した 2 校を除き、残りの 13 校ではコロナウイルス禍においても音声放送や Zoom 放送、集会にて委員から児童へ直接人権講話を行うことができた。 また、小中学生を対象に以下の啓発物品を配布した。 小学校:書道用半紙 11,000 枚 中学校:作文用紙 4,000 枚、 人権啓発ノート約 1,750 冊	委員からは、「相手の嫌がることはしないこと」「自分と相手との違いを豊かさとして受け止めること」といった、人権問題全般に通じる普遍的な事柄から、新型コロナウイルス、インターネットに関する人権問題といった昨今問題になっている事柄まで、人権教育担当教諭と相談の上学校に合ったテーマで講話を行った。
		市民協働推進課	市民の人権意識の高揚を目的とした人権啓発パンフレットを作成し、広報 12 月号への掲載、各戸配布、庁舎内への設置を行った。	人権週間にあわせ、広報 12 月号にて 1 ページを使った人権特集を組み市内に広く啓発を行った。
		学校教育課	普段の学校生活における指導に加え、人権週間における様々な取組により、児童生徒の人権尊重の精神の醸成を図った。 授業参観や学校・学年通信等をとおして学校で推進する人権教育を紹介し、保護者と共通理解のもとで人権教育を推進した。	各学校において、人権教育担当者を中心に、年間を通して計画的に、さまざまな人権教育に関するトピックを紹介した。
	市民、市職員に対し、人権に関する研修会や講演会、講座等の学習機会の提供に努める。	市民協働推進課	人権意識の高揚を図るための講演会、研修会に職員が参加した。 主催:部落解放愛する会栃木県連合会 ○幹部職員研修:感染拡大防止のため中止 ○女性職員研修:感染拡大防止のため中止 ○一般職員研修:11/24(水)～11/25(木) 職員4名出席 (市民協働推進課3名 生涯学習文化課1名) 例年2日間泊まりがけでの参加だが、感染拡大防止のため初日のみ日帰りで参加した。 ○人権問題講演会:感染拡大防止のため中止	新型コロナウイルス感染拡大防止のため研修会の多くが中止となったが、11月の研修会には日帰りで参加し、コロナ禍においてもできる限り同和問題に関する知識の習得と意識向上を図った。

		生涯学習 文化課	市民や市職員を対象とした人権教育講演会や市民人権講座を開催した。(詳細については各テーマに関連のある重要課題部分に記載。)	市民の人権保護に対する意識向上のため開催した。 また、人権教育講演会についてはとちぎ視聴覚障害者情報センターへ要約筆記を依頼した。
の た め に	人権の擁護の 相談事業の実施	社会福祉 協議会	人権擁護委員・民生委員等による相談業務(心配ごと相談)を実施した。令和3年度については、新型コロナウイルス感染症影響下においても感染症対策を徹底し、通年で通常通りの相談業務を行った。 場所: ゆうゆう館 日程: 毎月第1・3火曜日 R3相談件数: 39件	多方面にわたる相談に対応するため、相談員を民生委員、主任児童委員、人権擁護委員、行政相談員で構成している。
		市民協働 推進課	「人権週間」に合わせ、特設相談所(心配ごと相談)を開設した。 日程 12月7日(火) 場所 ゆうゆう館	広報しもつけに掲載し、相談機会の周知に努めた。
の て い つ	え 同 和 行 為 対 応 に 啓 発 推 進	商工観光課	立地企業連絡協議会講演会・交流会において、同和問題に関するパンフレットの配布を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となり、参加者へ配布することができなかった。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、講演会・交流会が中止となり、パンフレットを配布できなかったが、例年市、県、国の支援制度のパンフレットを参加者に配布している。
		市民協働 推進課	広報しもつけ8月号にて、えせ同和行為に関する注意喚起文を掲載した。	広報掲載について、表現に不適切な点がないか確認を行っている。
		総務人事課	他市町で不当要求等が発生した場合、下野警察署より情報提供される体制となっている。また、事例が発生した場合には、その旨報告を行う。令和3年度は該当事例なし。	情報共有により、他所での被害を未然に防ぐ体制をとっている。

重要課題 2. 女性

<方針>

- ① 「下野市男女共同参画プラン」に基づいて、関係機関等と連携を図りながら、性別による人権侵害の防止や固定的役割分担意識の解消に向けた啓発活動を行うとともに、女性の参画や男女が共に働きやすい環境づくりを促進する。
- ② DVやセクハラ等に関する人権侵害を防止するために関係機関と連携して、市民からの相談に応じるとともに、下野市配偶者等からの暴力対策基本計画(DV 対策基本計画)に基づき、被害防止や被害者の保護に取り組む。

施策	内容	担当課	R3実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
男女共同参画社会実現の為の啓発活動の推進	市内イベント、講演会等において、男女共同参画に関する情報提供、啓発活動を推進する。	市民協働推進課	<p>男女共同参画週間に関連して広報6月号で特集記事を掲載し、パネル展を開催した。</p> <p>期間: 6/1(火)~6/30(水)</p> <p>場所: 市役所1階市民ロビー、Twitter</p> <p>周知: ホームページ、広報、メール配信</p>	<p>感染症対策のため庁舎以外での展示を取りやめ、Twitter でパネル内容を掲載した。(総インプレッション数 3,009 回)</p>
			<p>家庭での男女共同参画をテーマに啓発事業を実施した。例年行っている男女共同参画の集い in しもつけはコロナウイルス感染症対策のため中止とし、以下の代替事業を実施した。</p> <p>「男女共同参画クロスワードパズル」</p> <p>募集期間: 令和3年6月中</p> <p>応募数: 計40名</p> <p>正解者全員に、賞品として道の駅しもつけの商品券500円分と啓発品を送付した。</p> <p>また、性の尊重をテーマとした男女共同参画セミナーを開催した。</p> <p>実施日: 3月23日(水)</p> <p>テーマ: もっと話そう、性のこと</p> <p>来場者数: 17名</p>	<p>若年層が参加しやすい啓発事業として男女共同参画クロスワードパズルを実施した。男女共同参画に関するキーワードを用いたクロスワードパズルを解くことで、用語について自ら調べるとともに、市の男女共同参画啓発・DV被害者支援事業について知る機会とした。</p>
			<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙の男女共同参画コーナーで年6回コラムを掲載し、継続的啓発に努めた。 ・年2回、男女共同参画情報紙を発行し市内公共施設、各戸及び中学生対象に配布した。 ・8月発行第26号 夢、ないんですけど、いいですか? ・2月発行第27号 自分らしさを見つけるヒント 	<p>広報しもつけにおいて、時事を取り入れたコラムを隔月で掲載し、男女共同参画の啓発を実施した。また、市民より公募した男女共同参画情報紙編集委員とともに、情報紙発行により広い年齢層に向け多角的な視点からの男女共同参画の啓発に取り組んだ。</p>
女性に対する暴力を許さない社会環境づくりへの啓発を推進する。	こども福祉課	<p>DV ホットラインを2名の女性相談員により実施した。</p> <p>また、こども福祉課内の「家庭相談グループ」がDV相談等に対応している。</p> <p>(参考 DV相談件数 R3: 71件)</p>	<p>相談員に女性2名を配置し、不在の場合でも女性職員が対応する、来庁の際は個室に案内するなど相談しやすい環境づくりに配慮した。</p>	

	あらゆるハラスメントやストーカーク防止のための啓発を推進する。	市民協働推進課	広報紙コラム 12 月号「職場のハラスメント撲滅月間」で、職場におけるハラスメント対策の義務化を周知した。また、下野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定制度では、ハラスメント対策の取組を認定の要素に含めている。	広報等を活用し、ハラスメント対策の取組が必要であることを労使ともに周知した。
	その他	社会福祉協議会	<p>経済的理由等により生理用品が入手困難な方に対して生理用品の無償配布を行った。</p> <p>配布場所：社会福祉課、こども福祉課、市民協働推進課、市立図書館（石橋、国分寺、南河内）、ゆうゆう館、市内全小中学校（15 校）</p> <p>R3 実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口配布 37 セット（昼用夜用各 1 パック入） ・各学校 1 ケース（1 パック 22 枚 × 36 パック） 	希望者は、窓口にて意思表示カードや HP のお知らせ等を提示することにより、意思表示ができるようにした。また、女性職員が対応するようにした。

重要課題 3. 子ども

<方針>

- ① 近年の子ども・子育てを取り巻く環境の変化等を踏まえ、「子育て応援しもつけっ子プラン」に基づいて地域・家庭・学校と連携した子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境づくりに努め、子どもの人権を尊重する教育及び啓発の推進を図り、いじめ・暴力等の問題に対する取組を推進する。
- ② 児童虐待への対応について、関係行政機関・学校・家庭・地域社会等との連携により、虐待防止及び要保護児童対策に取り組む。

施策	内容	担当課	R3実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
子ども 人権を尊重する ・育教 啓発の推進	市民に対する「子どもの権利条約」の趣旨や理念及び内容の普及に努める。	こども福祉課	<p>児童虐待防止の為にオレンジリボンキャンペーン事業(8～11月)として啓発グッズを作成し、市役所、児童館等の各施設窓口に設置し配布した。</p> <p>※新型コロナウイルス感染拡大により、例年開催している講演会や、イベント参加による啓発活動は実施を見送った。</p>	<p>児童虐待防止のため、要保護児童地域対策協議会において、警察、医療機関、児童相談所、民生・児童委員、学校・教育委員会、保健福祉機関等の地域ネットワークの推進に努めた。</p> <p>また、地域全体で児童を見守りする関係づくりのためにオレンジリボンキャンペーン事業を実施した。</p>
		生涯学習文化課	<p>市民人権講座(全3回) 第1回(子どもの人権) 日時:12/7(火) テーマ:「子どもの心に寄り添って～チャイルドラインの活動を通じてみえる子どもの現状と課題～」 講師:松江 比佐子 氏(認定NPO法人チャイルドラインとちぎ理事長) 参加者:38名</p>	<p>最近の社会課題となっている人権問題に焦点をあて、市民を対象とした人権意識向上のための学習機会を提供した。</p>
		生涯学習文化課	<p>下都賀地区人権フォーラムについて周知し参加を促進したが、新型コロナウイルス感染拡大のため講演自体は中止となった。</p> <p>日時:5/31(月) 演題:SDGsと子どもの人権 講師:野田 真里 氏(茨城大学人文社会科学部社会科学領域准教授)</p>	<p>県主催事業につき省略</p>

子どもの 人権を尊重する 育教 啓発の推進	人権尊重、生命尊重の精神の育成に取り組み、個性を生かす教育の推進を図る。	学校教育課 コロナ禍においても、子ども未来プロジェクトの活動を通して、何らかの形で「つながり」を持つことを意識した実践に取り組み、いじめをしない・させない・見逃さない雰囲気づくりに努めた。	中学生の代表による3回の話し合い(オンライン開催)では、生徒が自ら自分たちの課題を解決できるよう促した。
		市民協働推進課 「人権の花」運動を実施した。 児童が協力して花を栽培することにより、児童の思いやりの心を育てるという趣旨の運動であり、人権擁護委員の講話及び花の贈呈を行っている。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により12月の学校訪問と抱き合わせて行ったが、令和3年度は通常通り実施できた。 配布物:花の苗、看板、花用の土 11/18 祇園小 11/19 国分寺東小 12/1 吉田東小 12/7 薬師寺小・古山小・国分寺小 12/8 細谷小・緑小 12/9 石橋小・吉田西小 12/10 石橋北小	新型コロナウイルス感染症対策のうえ、学校ごとに集会・Zoom・校内放送などの形式で実施した。小学生が理解しやすいよう、講話の中で質問を投げかけて答えてもらったり、音楽を流すなど、各委員が工夫して行っている。
防止 子どもの 解消を目指す 虐待 相談 い 支援体制の充実	学校をはじめとして地域や関係機関と密接な連携を図り、早期発見・早期対応に努める。	こども福祉課 要保護児童の早期発見及びその適切な保護又は要支援児童への適切な支援を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関、団体等と情報や考え方を共有し、事業を進めた。 代表者会議:年2回(6/28、10/21) 実務者会議:全体会年1回(6/29) 進行管理部会年4回(6/29、10/8、12/17、3/18) ・受理会議 50回 ・個別ケース検討会議 31回 ・定期学校訪問 各小中学校年5回 参考 虐待通告件数 R3:81件 ※虐待否定・再通告含む	要保護児童対策地域協議会において、警察、医療機関、児童相談所、民生・児童委員、学校・教育委員会、保健福祉機関等の地域ネットワークの推進と、相談が適切な機関に繋がるよう、より一層の連携強化に努めた。
		学校教育課 学校教育サポートセンターの巡回訪問により、学校との情報交換を密に行った。	家庭訪問では、なるべく複数で訪問し、情報が固定化しないよう努めた。
		学校教育課 各学校にて、アンケート調査による問題(いじめ)の把握、担任による児童生徒一人ひとりの教育相談(年2~3回)を行った。	アンケート調査の自由記述欄に記入している子が周囲に分からないよう、全員に何かを書かせる工夫を行った。

<p>・ 止防 に ・ 解消 を 目 指 す たし 待 相 め じ い 支 援 体 制 の 充 実</p>	<p>子ども 対 す 待 虐</p>	<p>学校をはじめとして地域や関係機関と密接な連携を図り、早期発見・早期対応に努める。</p>	健康増進課	<p>妊娠届出時は全妊婦に対し、出生届時には全保護者に対して、保健師又は助産師の面接の継続実施を行った。支援の必要な方に対しては、保健師及び心理職が面接・訪問指導を継続実施し、早期から関係機関とも情報及び支援方針の共有を図った。</p> <p>【妊娠届出時面接数】 444 件 【出生届出時面接数】 424 件</p> <p>乳幼児健診においても、虐待の早期発見又は予防対策としての視点で、子育てアンケートの継続及び心理職による子育て相談を実施した。</p> <p>【心理職による個別相談数】 1歳6か月児健康診査 40 件 3歳児健康診査 45 件</p>	<p>妊娠届出時の面接や乳幼児健診時の子育てアンケートを行うことにより、児童虐待の予防、早期発見・早期介入につながっている。</p> <p>支援の必要な方に対しては、本人の都合の良い時間や場所で電話、面接、家庭訪問を行うといった配慮をした。</p>
			市民協働推進課	<p>人権擁護委員および法務局と連携し、「子どもの人権 SOS ミニレター」を配布・周知した。(配布:6月 市内 11 小学校・4 中学校・1 特別支援学校)</p>	<p>6 月及び 12 月の学校訪問にて、委員講話の中で SOS ミニレターについて周知を行い、困った時の相談手段として利用を意識付けている。</p>
			学校教育課	<p>児童生徒の臨床心理に関して、専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを 4 名中学校に配置し、小学校へも定期的に訪問することで教育相談体制の充実を図った。</p>	<p>スクールカウンセラーと保護者との面談内容、検査の結果等は、保護者の同意を得てから学校関係者に伝える体制をとった。</p>
	<p>不登校の</p>	<p>学校サポートセンターの活動やスクールカウンセラー等の相談員による相談体制の充実を図る。</p>	学校教育課	<p>教育相談員の配置:学校教育サポートセンターに心理士 3 名、コーディネーター 1 名、ケースワーカー 2 名、適応指導教室相談員 3 名、特別支援・就学相談員 2 名、児童生徒相談員 1 名を配置した。</p>	<p>様々な有識者でメンバーを構成することにより、多角的、多面的に考えて相談に応じ、支援を継続することに努めた。</p>

重要課題 4. 高齢者

<方針>

- ① 高齢者の自立支援と生きがいを促進するため、「下野市高齢者保健福祉計画」に基づき、生涯を通じて学習できる機会の確保や積極的に社会活動へ参加できる環境づくりの推進に努める。
- ② 多様なサービスを提供する地域の支え合いの体制づくりを推進し、高齢者との交流等による福祉教育を充実、高齢者の人権に関する教育・啓発活動を推進する。
- ③ 関係機関・団体と連携し、認知症高齢者等の権利の擁護及び高齢者虐待を防止するための対策に取り組む。

施策	内容	担当課	R3実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
介護や福祉の問題や 高齢者の理解に関する 育教 啓発活動の推進	すべての世代が支え合う意識の醸成を図り、高齢者の人権問題に関する教育や啓発を推進する。	学校教育課	学校教育において、児童生徒の発達段階に即しながら、特別活動や総合的な学習の時間等で高齢者福祉施設等を訪問したり、生活科で高齢者を招いて交流を行った。これらを通して人権尊重についての理解を深めた。また各教科等の年間指導計画に「直接的指導」を位置づけ、計画的に人権教育を展開した。	市人権研修会を実施し、市内各学校の人権教育全体計画が適切に位置付けられているか、確認した。
		高齢福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症に対する理解を深めるための認知症サポーター養成講座を、地域ふれあいサロンや企業、大学生を対象に実施した。 開催回数:7回 受講者数:211人 ・認知症サポーター養成講座受講修了者(希望者)を対象にした認知症サポーターステップアップ講座は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、人数制限等の感染対策を講じながら開催した。 開催回数:1回 受講者数:16人 第1部:座学 第2部:オレンジカフェ参加 	新型コロナウイルス感染拡大状況を考慮しながら事業を実施した。認知症の人と家族を支えるためには、認知症に対する正しい理解と地域の見守りが不可欠であり、それを促進するために認知症サポーターの養成を行った。また、ステップアップ講座修了者等がさらに認知症理解を深め、ボランティアとして活躍できる場を積極的に周知している。
			認知症の方やその家族、地域住民などが集える場として、認知症カフェ(オレンジカフェ)を認知症家族の会しもつけ及びチームオレンジしもつけに運営委託し、認知症への理解をさらに深めた。 オレンジカフェ4か所 (全36回開催、参加延べ人数461人)	新型コロナウイルス感染拡大状況を考慮しながら事業実施した。カフェを開催する中で、地域住民、ボランティア等の参加も多く、認知症理解に加え、認知症本人や家族の温かい交流の場になっている。

施策	内容	担当課	R3実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
高齢者に対する虐待防止対策や談相 支援体制の実充 の推進	認知症高齢者への対応や、虐待の早期発見及び早期対応、防止対策を推進する。	高齢福祉課	各地域包括支援センターと連携し、虐待が疑われるような世帯の本人の意向及び養護者からニーズを聞き取りし、各種サービスの利用を支援した。	養護者の思いと高齢者本人の意思決定を尊重した支援を心掛けた。
			高齢者見守りネットワーク事業推進研修会をオンライン形式により令和4年2月17日(木)に開催した。 参加者:協定事業所、石橋消防署、配食サービス事業所、社会福祉協議会、生活支援コーディネーター、包括支援センター、民生委員児童委員、消費生活センター、安全安心課(県警出向職員) 計24名	高齢者の方が安心して暮らしていくためには、地域の住民や事業所の方々のさりげない見守りが必要となる。研修会を開催することで見守りに関する趣旨確認、課題の共有を図り、ネットワーク強化に努めた。また、県警出向職員より講話を受け詐欺の抑止対策についての啓発に取り組み、高齢者の権利擁護活動に努めた。
			高齢者虐待ネットワーク運営委員会を開催予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面開催とした。 対象:運営委員(民生委員、自治会連合会、小山地区医師会、市内介護支援事業所、市内介護関係施設、下野警察署、石橋消防署、司法書士会、宇都宮地方法務局栃木支局、栃木県南健康福祉センター、消費生活センター、下野市社会福祉協議会、下野市地域包括支援センター)の各代表者、下野市健康福祉部長)	高齢者虐待対応状況について、情報共有し、関係者間で虐待防止及び早期発見対応に結び付ける取り組みについて意見交換を実施した。
	認知症高齢者等の権利侵害や虐待防止のための取組、支援するための成年後見制度や権利擁護を促進する。	高齢福祉課	包括支援センターにおいて、権利擁護の相談対応及び家族介護者等への支援を継続実施した。	高齢者の置かれている現状について情報共有を図り、高齢者自身の権利の養護及び養護者支援に努めた。
			成年後見制度利用に関するパンフレット等を活用しながら、高齢福祉課及び地域包括支援センターにおいて相談対応等を行った。 身寄りのない認知症高齢者や経済的虐待を受けている高齢者に対し市長申立ての支援を検討し、低所得者の市長申立て経費や後見人等の報酬の助成を継続した。社会福祉士による「成年後見制度なんでも相談会」を奇数月に実施した。	判断能力の低下した高齢者に対し、高齢者本人に不利益が生じないように、権利を擁護するため、成年後見制度の利用支援を行った。 状況により匿名での相談対応を行った。

重要課題 5. 障がい者

<方針>

- ① 「下野市障がい者福祉計画」に基づき、関係機関との連携を図りながら、障がいのあるなしにかかわらず、すべての市民がお互いに人権と個性を尊重しながらともに生きるまちの実現を目指す。
- ② 障がい者に対する人権侵害や差別等解消のための教育や啓発の推進、雇用・就業の促進、障がい者の権利を守る相談体制の充実に努める。
- ③ 障がい者の自立と社会参加を促進するため、必要とする福祉サービスや支援の充実に図る。

施策	内容	担当課	R3実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
教育の充実及び交流 ・ 触れ合いの促進	学校教育や生涯学習において、福祉教育の充実を図る。	学校教育課	児童生徒の発達段階に即しながら、教科指導・特別活動・道徳、総合的な学習の時間等を通じて、障がい者の人権尊重や正しい知識について理解を深めた。各教科等の年間計画に「直接的指導」を位置づけ、計画的に人権教育を展開した。	市人権教育研修会や学校訪問の際に、市内各学校の人権教育計画や学習指導案に適切に位置付けられているか確認した。
			特別支援学級と通常学級との交流や、特別支援学校との交流、総合的な学習の時間でのアイマスク体験、白杖体験、車椅子体験などを実施した。	障がいを理解し、障がい者を一緒に生きる仲間として捉えることができるように指導した。
	スポーツや文化活動、各種イベント等を通じて障がいのある方との交流を促進する。	高齢福祉課	高齢者及び障がい者、子ども達が一堂に会して交流する機会として、ふれあい福祉運動会を10月に実施する予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。	—
育教 ・ 障がい者の人権を尊重す 啓発の推進	障がい及び障がい者についての正しい認識と理解を深め、人権侵害を防止するための情報提供や啓発活動を推進する。	社会福祉課	心の病気について理解を深め、精神障がい者に寄り添うことを目的として、障がい福祉セミナーを開催した。例年市民を対象に、精神科医師の講義や精神科病棟の見学等を含んだセミナーを開催していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため内容や対象者を変更した。下野市障がい児者相談支援センターが講師となって実施した。 ①「市障がい児者相談支援センターの業務と障がいについて」5/25、職員28名参加 ②「メンタルヘルスについて」11/5、市職員・民生委員24名参加	精神障がい者が地域で安心して暮らすため、精神障がいについて正しい理解が深まるよう取り組んだ。
			障がい者への正しい理解と共生型サービスの実態やその効果について、地域全体で学びを深めるため市民や高齢者障がい者の支援者を対象としたしもつけ福祉塾を開催した。令和3年度は新型コロナウイルス感染対策を講じながら、映画の上映会という形式で実施した。 ① 映画「道草」上映会 6/30、48名参加 ② 映画「だってしょうがないじゃない」上映会 12/7～9、計46名参加	精神障がい者が地域で安心して暮らすため、精神障がいについて正しい理解が深まるよう取り組んだ。

	交流事業や講座等を通して市民の人権意識の高揚を図る。		地域活動支援センターゆうがおにおいて、精神障がい者の理解をさらに深めるための体験機会の場などの提供を実施しているが、令和3年度は新型コロナウイルスにより中止した。	精神障がい者が地域で安心して暮らすため、精神障がいについて正しい理解が深まるよう取り組んだ。
相談 障がい者に対する 支援体制の充実 虐待防止対策や の推進 権利擁護の実	虐待の早期発見及び早期対応、防止対策を推進、相談事業などの支援体制の充実を図る。	社会福祉課	障がい者相談支援機関と連携し、虐待防止に努めた。 また、地域自立支援協議会において、虐待対応事例の対応状況について報告した。	障がい者が住み慣れた場所で安心して暮らすため、家族や施設職員など、障がい者にとって身近な支援者に対する理解促進を図った。
	障がい者の権利擁護を促進する。		障がいについて、地域の人への普及・啓蒙のため地域自立支援協議会と連携した啓発活動を行った。 障がい者週間でのパンフレットの掲示や配付をした。	障がい者の権利擁護についての理解を深めるよう取り組んだ。
			成年後見に関する相談会を高年齢部門と共同で開催。 5/28、7/16、11/26、12/24、1/28、3/18 (原則奇数月第3金曜日)	
		障害者虐待防止法及び障害者差別解消法に関するチラシを啓発品(防災用ウェットティッシュ)とともに障害者週間・しもつけ福祉ウィークにて 400 個配布した。また、市内の銀行・郵便局・公民館等にて 600 個配布した。		

重要課題 6. 外国人

<方針>

- ① 差別や偏見を解消し、人権を尊重し合い共に生きる社会への理解を深めるため、児童生徒への外国語教育の充実や市民への啓発活動を通して相互理解の促進に努める。
- ② 在住外国人が社会で孤立せず安心して生活できるよう、支援の充実や環境づくりを目指し、すべての外国人と日本人が心豊かに暮らすことが出来る多文化共生社会の実現に努める。

施策	内容	担当課	R3実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
外国人が暮らしやすく活動しやすい	日本語教室等の交流事業を推進することで日本語学習する機会の拡充を図る。	市民協働推進課	国際交流協会において、ボランティア講師が市内および近隣市町に住む外国人に日本語を教えている。 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年度は全ての教室を中止した。	(例年)ボランティア講師が市内及び近隣市町に住む外国人に日本語を教えている。男女のボランティア講師があり、受講しやすい雰囲気づくりに努めている。
			日本語スピーチ発表会を開催し、日本語教室に通っている在住外国人の日頃の学習の成果と日本で生活する上での感想を発表する場を設けている。 令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。	(例年)当日のプログラムに読み仮名を使用し、外国人にも伝わりやすいように配慮している。また、発表者と来場者とは楽しめるアトラクション・茶話会を行い、相互理解と交流の機会を設けている。
			在住外国人と日本人の交流を促進するためティーパーティーを開催し、日本語教室で学習している在住外国人を招待することにより、地域住民と外国人の交流の場を設けている。 令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。	(例年)夏は外国文化の理解、冬は日本文化の理解をテーマに設定し、ゲームや浴衣体験による交流を行っている。 日本語教室の外国人には積極的に声掛けを行っている。
推進	行政サービス等生活に必要な情報について多言語による情報提供の促進に努める。	総合政策課	市ホームページをH28年3月にリニューアルし、Google翻訳を採用した。現在108か国語に対応している。 また、令和元年11月から市ホームページなどのPDFファイルを多言語化し、音声読み上げによる閲覧に対応する、多言語自動翻訳ツール「カタログポケット」の運用を開始した。	多言語自動翻訳機能ツールを導入し、英語・韓国語・タイ語・スペイン語・中国語簡体字・中国語繁体字・ポルトガル語・インドネシア語・ベトナム語の音声読み上げ機能を追加した。
		市民協働推進課	(公財)栃木県国際交流協会において、多言語による相談事業を実施している。在住外国人から相談があった際には、本事業を紹介した。 また、新型コロナウイルス感染症対策として ・外国籍世帯主576名あてに、新型コロナウイルス感染症相談ホットラインが記載された多言語による案内はがきを送付した。 ・外国人が多く在籍する企業に県担当者とともに訪問しフォローアップを行った。 ・新型コロナウイルス感染症の多言語パンフレットが掲載された県HPリンクを掲載した。	外国人の相談対応では、国際交流員や語学が堪能な職員の対応のほか、国際交流協会所有の翻訳機を貸し出すことによって、適切に案内ができるよう努めた。 多言語での感染症対策情報の提供を行い、外国語話者が感染症情報へアクセスできるよう配慮した。

施策	内容	担当課	R3 実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
国際理解を深める 育教 啓発の推進	国際理解のための国際交流員によるイベントや講座等の開催・周知に努める。	市民協働推進課	ドイツ国籍の国際交流員を配置し、市内保育園及び市内外の小中学校と、公民館講座の高齢者学級からの派遣要請に応じて、国際理解のための授業や講座を行っている。 新型コロナウイルス感染症の影響により国際交流員の着任が1年遅れたが、令和3年10月に着任することができた。	市内外を問わず、また保育園児から高齢者までを対象として、地域における国際理解の推進を図っている。
			国際交流員によるアドヴェンツカレンダー作りや料理教室等のイベントを開催している。令和3年度は3月のイースターに関連したドイツ文化体験を2回実施した(イースターエッグカラーリング・イースターのおいしい卵探し)	家族で参加できるようなイベント内容とし、老若男女を問わず国際交流に触れるきっかけ作りを行っている。
	学校教育や生涯学習において国際理解を図る授業、講座等の充実に努め啓発活動を推進する。	市民協働推進課	子連れの方でも気軽に英語を通して交流できるママパパ English サロンを月に1回開催した。	大人の参加だけでなく、乳幼児を連れての参加も可とし、他の参加者に気兼ねすることなく英会話に触れる機会を提供している。厳重な感染防止対策を行ったうえ実施した。
			姉妹都市との交流促進及び次代を担う青少年の国際感覚の醸成を目的として、姉妹都市へ中学生を派遣している。 中学生海外派遣事業(3年に1度)ならびに姉妹都市締結45周年記念訪問団受入事業について、新型コロナウイルス感染拡大を受け、令和2年度予定を令和3年度へ延期としたが、それも中止とし、代替事業として「下野市中学生国際交流英語コンクール」を実施した。中学3年生を対象に、下野市を絵や写真と英語で海外に紹介する作品を募集し、222点の応募があった。応募者全員に記念品を贈呈し、入賞者21人を表彰した。交流の一環として、222点すべての作品データをドイツへメールにて送付した。	「下野市中学生国際交流英語コンクール」について、夏休みの作品募集として、対象者全員に強制させることなく、応募希望者が応募する形式とした。作品の表記は英語としたものの、絵または写真の選択制とし、絵や写真がない英語のみの作品でも受け付けることとした。ドイツへのデータ送信は入賞者だけに限定せず、すべての作品とした。
			学校教育課	ALT(外国人外国語指導助手)は市内中学校4校全と、小学校2校を拠点校として配置している。JTE(日本人外国語指導助手)3名は全校に派遣し、児童生徒の英語力向上を図るとともに、外国の生活や文化を理解する時間となるようにした。
	各教科や道徳等で外国人の人権問題に関する内容を取り扱い、理解を深めた。	差別や偏見の意識をもたぬよう指導の工夫を行った。		

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">国際理解を深める 育教 啓発の推進</p>	<p>学校教育や生涯学習において国際理解を図る授業、講座等の充実に努め啓発活動を推進する。</p>	<p>生涯学習 文化課</p>	<p>市民人権講座(全3回) 第3回(多文化共生) 日時:12/17(金) テーマ:「あなたのそばの 小さなグローバル」 講師:若林 秀樹 氏(宇都宮大学国際学部客員准教授) 参加者:32名</p>	<p>最近の社会課題となっている人権問題に焦点をあて、市民を対象とした人権意識向上のための学習機会を提供した。</p>
		<p>総合政策 課</p>	<p>東京 2020 オリンピックにおいて、キプロス共和国のホストタウンとして、事前キャンプの受け入れを実施した(7/14~7/23)。 また、選手団と市民との交流事業として、通訳ボランティアや大松山運動公園陸上競技場の観覧席での見学(延べ 519 名が参加)、市内陸上クラブの子どもたちとのオンラインによる交流、広報での「キプロス通信」の連載などを実施し、多文化理解を促進した。</p>	<p>オリンピック開催による国際交流の機運の高まりに乘じ、市民が他国の文化を理解する機会となるようにした。</p>

重要課題 7.HIV 感染者等

＜方針＞

偏見や差別意識を解消し、共に生きていくことの大切さを市民に伝えていくため、エイズやハンセン病に関する正しい知識と理解の普及に努めるとともに、学校・地域・家庭が一体となった教育に取り組む。

施策	内容	担当課	R3実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
推進と正しい知識の普及 正しい知識の普及	エイズに関する正しい知識と理解の普及・広報活動の充実を図る。	健康増進課	集団検診の会場となる保健福祉センター等の市内2か所において、栃木県県南健康福祉センターで実施している「HIV 抗体検査」の周知を図った。	電話等で相談があった場合も、プライバシーに配慮し無料・匿名で HIV 抗体検査が受けられる旨を案内した。
	ハンセン病に関する正しい知識と理解の普及・広報活動の充実を図る。	学校教育課	保健の授業や、健康教室等で正しい知識と理解を深め、偏見や差別解消を図る指導を行った。性に関する指導においても関連して扱った。 思春期講座の実施など外部機関と連携した取組を行った。	教職員が正しい理解のもとに、児童生徒の発達段階に応じた指導ができるよう、国からの通知や資料を周知した。

重要課題 8. インターネットによる人権侵害

<方針>

- ① 個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるためにモラルをもった利用の推進を図る。
- ② 個人、行政、企業等を問わず、他者の人権への配慮を心がけ、適切な情報管理の必要性や、ルールやマナーの遵守の啓発、情報モラルの醸成を図る。さらにインターネット上における差別的表現の流布やプライバシーを侵害する情報については、法務局と連携して適切に対応する。

施策	内容	担当課	R3実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
利用モラルの向上に向けた啓発の推進	情報教育を通じたメディア・リテラシーの育成を図る。		スマートフォンや携帯型ゲーム機等を介したインターネット上のトラブルを未然に防ぐため、家庭との連携を深めながら情報モラルの指導の徹底を図った。それに加えて、教職員の情報モラルの指導力向上を図るための公開授業を行い、取組を他の学校へも広めた。	全校にて情報モラル教育を教育課程に位置付け、スマートフォン等を間違えて使えば人権を侵害することになることを学習する機会を設定した。
	学校教育や生涯学習における啓発活動や講座・講演会等を推進する。	学校教育課	インターネットの利用方法の注意事項等をまとめた「ネット利用の当たり前 4つの大丈夫？」(H29.1 作成)のリーフレットの活用を図った。それにより児童生徒ならびに保護者を巻き込んで、家庭での約束づくりをとおして、インターネットを安心・安全に使用していけるように啓発を行った。 また、学校教育でのタブレット運用開始に際し、児童生徒にインターネット利用上の注意事項等を記載した「私とタブレットの7つの約束」を児童・生徒に配布し、インターネットを利用して他者の人権を侵害しないということを含め、タブレット利用上の注意事項を学校から指導した。	リーフレットのダイジェスト版を全校児童生徒に配布し、家庭でのルールを決める活動を通して、自分の生活を振り返るようにした。 タブレットを使用する上で、人が嫌がること・人を傷つけることはしないよう指導した。
		市民協働推進課	12月に実施した人権擁護委員による学校訪問において、学校の希望に応じて「インターネットに関連した人権問題」についての講話を委員が行った。	インターネット上に個人情報や載せないこと、トラブルがあった際はすぐにおうちの方に相談すること等、インターネット利用上のモラルを小学生にわかりやすい言葉で伝えた。

<p>利用 モ の 向 上 に 向 け た け 育 教 育 啓 発 の 推 進</p>	<p>学校教育や生涯学習における啓発活動や講座・講演会等を推進する。</p>	<p>生涯学習 文化課</p> <p>市内小中学生と保護者を対象に、「親子学び合い事業(ネット時代の歩き方講習会)」を実施した。 実施主体:栃木県青少年育成県民会議、下野市青少年育成市民会議 【南河内第二中学校】 開催日:6/9(水) 参加者:全校生 274 名、保護者 20 名 【緑小学校】 開催日:6/17(木) 参加者:6 年生 32 名、保護者 32 名 【古山小学校】 開催日:6/29(火) 参加者:6 年生 78 名、保護者 32 名 【南河内中学校】 開催日:6/29(火) 参加者:1 年生 96 名、保護者 58 名 【国分寺中学校】 開催日:7/5(月) 参加者:全校生 465 名、保護者 32 名 【細谷小学校】 開催日:7/7(水) 参加者:全校生 48 名、保護者 30 名 【吉田西小学校】 開催日:7/7(水) 参加者:5,6 年生 28 名、保護者 16 名 【石橋中学校】 開催日:7/7(水) 参加者:全校生 596 名、保護者 46 名 【薬師寺小学校】 開催日:7/16(金) 参加者:5 年生 65 名、保護者 41 名 【国分寺東小学校】 開催日:12/1(水) 参加者:5,6 年生 109 名、保護者 20 名 【石橋小学校】 開催日:1/25(火) 参加者:5 年生 70 名、保護者 12 名</p>	<p>インターネットに対する考えを深め、利用における様々な課題を学ぶ機会を提供した。</p>
		<p>人権教育講演会 主催:下野市・下野市教育委員会 日時:11/28(日) 演題:インターネットに潜むワナ 講師:スマイリーキクチ 氏 対象:各委員(人権擁護・人権推進審議会・民生・教育・社会教育・公民館運営審議会・図書館協議会・ふれあい学習推進協議会)、PTA 会員、学校教職員、一般市民、行政職員 参加者:74 名</p>	<p>市民の人権保護に対する意識向上のため開催した。 また、とちぎ視聴覚障害者情報センターへ要約筆記を依頼した。</p>

のへ 対応 差別的表現	法務局等関係 機関との連携を 図る。	市民協働 推進課	インターネット上の差別的表現について把握した場合、宇都宮地方法務局に報告し対応を依頼することとしている。 R3の差別的表現の報告は0件。	法務局および人権擁護委員との研修等に参加し、情報共有を行っている。
-------------------	--------------------------	-------------	---	-----------------------------------

重要課題 9. その他の人権問題

<方針>

- ① 性的マイノリティ(LGBT・性同一性障がい者等)の方
- ② 被災時(あるいは避難所で)、高齢者や障がい者等、特別な配慮を必要とする方
- ③ 福島第1原子力発電所事故により被災された方
- ④ 犯罪被害者やその家族
- ⑤ 刑を終えて社会復帰した人やその家族

これらの人々の人権が侵害されないよう正しい知識を身に付け理解を深めるとともに、改めて「基本的人権の尊重」の原点に立ちかえり、互いを尊重し誰もが豊かな生活を送れるよう教育・啓発活動に取り組む。

また、これらの人権問題や、今後の社会環境の変化等に伴い、新たに生じる人権問題については、あらゆる機会を通じて人権教育及び人権啓発の推進を図り、解決に努める。

施策	内容	担当課	R3実績(現状値)	人権擁護の視点から工夫・配慮した点
人権意識を持つ自立した人間形成へ導く人権教育や積極的な啓発の推進	誤解や偏見を解消し、人権意識を持つ自立した人間形成を目指して、上記①～⑤の人権問題において、正しい理解を深めるための研修機会の提供や啓発活動を推進し、配慮した対応に努める。	市民協働推進課	・男女共同参画週間パネル展において、LGBT等に関するパネルを展示した。 期間:6月1日(火)～6月30日(水) 場所:市役所1階市民ロビー、Twitter ・性の尊重を目的とし、男女共同参画推進セミナーを実施した。 実施日:3月23日(水) テーマ:もっと話そう、性のこと 来場者数:17名	感染拡大防止のため庁舎以外での展示を取り止め、Twitterでパネル内容を掲載した。セミナーについては、講師のみオンラインで実施した。セミナーの主題は性教育についてであるが、身近にある様々な性のバイアスについて(性自認を含む)も説明された。
		社会福祉課	法務省が主唱する「社会を明るくする運動」に参加し、啓発運動を実施した。 実施:7月 協力団体:下野市社会を明るくする運動推進委員会 実施内容:小中学校に啓発品配布、市役所ロビーにてパネル展示	更生保護の理解を深めるとともに、青少年非行・犯罪の防止に取り組んだ。
		学校教育課	中学校社会科(公民的分野)で「新しい人権」に関する内容を取り扱い、理解を深めた。 市内小・中学校人権教育担当者を対象に、新しい人権問題について扱った研修会を実施した。 併せて、感染症を理由とした偏見や差別、いじめの防止と人権尊重の精神を育むための資料や関連サイトを各校に周知した。	「基本的人権の尊重」とともに「公共の福祉」についても考えさせ、様々な視点から人権擁護について考えさせた。
		安全安心課	避難所において乳幼児のためのミルクの備蓄品を更新した。このほか、生理用品、乳幼児や高齢者用の紙おむつを備蓄している。 また、外国人用にピクトサインや避難所で使用する頻度の高い用語を翻訳した多言語表示シートを用意している。	国のガイドラインや過去の事例から、備蓄品の検討等を行った。また、国・県国際交流協会の協力を得て、ピクトサインや多言語表示シートを整備している。

<p>人権意識を持つ自立した人間形成へ導く人権教育や積極的な啓発の推進</p>	<p>新たに生じる人権問題についてもあらゆる機会を通じた人権教育・啓発の推進</p>	<p>生涯学習文化課</p>	<p>市民人権講座(全3回) 第2回(新型コロナウイルス感染症に関する人権) 日時:12/14(火) テーマ:「人権が尊重された社会を目指して」 講師:下都賀教育事務所ふれあい学習課職員 参加者:15名</p>	<p>最近の社会課題となっている人権問題に焦点をあて、市民を対象とした人権意識向上のための学習機会を提供した。</p>
		<p>市民協働推進課</p>	<p>新型コロナウイルス感染者や医療従事者等への差別を防止するため、以下の方法で啓発を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発動画の作成・放送 (市役所1階市民ロビーにて放送) ・コロナ差別防止に関する啓発チラシの班回覧(5月) ・広報しもつけ4月号・6月号、下野市ホームページにコロナ差別防止に関する記事を掲載 4月号「新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を防止するための規定が成立」 6月号「STOP!コロナ差別」 ・コミュニティラジオにてコロナ差別防止のインフォマーシャルを放送 ・市内中学校4校へ「シトラスリボン」を贈呈 ・市役所庁舎内での「シトラスリボンフラッグ」の掲示 <p>また、新型コロナウイルスワクチン接種から発生した「ワクチン・ハラスメント」について、以下の方法で啓発を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティラジオ「FM ゆうがお」に市民協働推進課職員が出演し、「“ワクハラ”ってなに？-コロナワクチン接種にかかわる人権問題-」の題で放送を行った。(R3.7.28) ・12月の人権週間時に発行したリーフレットに、「STOP!ワクチンハラスメント」の題で記事を掲載した。 	<p>新型コロナウイルス感染者や医療従事者等への差別を防止するため、様々な方法・場所で啓発を行った。「感染者への誹謗・中傷」といった分かりやすい差別のみではなく、「マスクをしていない人への非難」や「医療従事者の家族の出勤・通学拒否」といったことも差別にあたることを周知した。また、新型コロナウイルスワクチンに関して、接種は自分の意思に基づくため、強制や摂取しないことに対する差別、不当な取り扱いは許されないこと等を周知した。</p>
		<p>健康増進課</p>	<p>市内における新型コロナウイルス感染症発生情報をHPに掲載する際、患者本人や家族に対する人権尊重と個人情報保護についても同時に呼びかけた。</p>	<p>問い合わせ等で感染者の個人情報を知られた場合には、個人情報保護の観点から公表できないことを伝えた。また、感染症対策のために必要な情報は適宜公開されること、過度な不安を抱かず適切な感染症対策を行うことが大切であることを理解してもらえるよう対応した。</p>

令和4年度下野市人権推進審議会 事前質問回答

ページ	質問【質問者】	回答
p.2	<p>令和3年度の人権関連施策の実施状況について 【鈴木健一委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各施策について、資料2にも記載されているように、取組みの実績についてはよく理解できました。そこで、実施した結果、どのような成果がみられ、どのような次年度以降ないしは次期計画以降に残された課題が見られたのかについて概要をお示しいただきたいと思います。 本県内ないし全国同規模自治体と比較して、本市で今後、取り組むべき課題としてどのような点に特に留意すべきでしょうか。 各施策の実績状況については、積み上げデータが資料として記載されていると比較したり、評価したりする際の参考となるのではないのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種人権関連の施策を行った成果につきましては、「女性の貧困」に対する生理用品の配布やタブレット教育が開始したことに対する児童・生徒への情報モラル教育の強化など、新たに発生した人権問題に迅速に対応し市民の人権擁護に寄与することができました。 一方で、性的指向や性自認に関する人権問題や働く人の人権問題といった、同じく近年全国的に関心の高い人権問題について、市としてどのような施策を行うことができるか考えていく必要があると考えています。 本市の令和3年における外国人口増加率は4.25%であり、栃木県内の平均外国人口増加率・0.02%に比べて大きくなっています。市内に技能実習生等を抱える企業が複数あること、また、市内研究機関にて留学生を受け入れていることから、今後ますます外国籍の市民が増えることが予想されるため、外国人の人権擁護および市民への啓発活動には継続して取り組んでいくべきと考えます。 積み上げが可能な数値としては、例えばセミナーや講習会等への参加人数等があげられるかと思いますが、年度によりテーマや対象者数に変動するため単純に数の増加や減少で評価を行うことは難しいと考えています。これまで講演会等で実施したテーマ等を積み上げ、次回以降のテーマの選定の参考にする、といったことは考えられるかと思いますが。 <p style="text-align: right;">【市民協働推進課】</p>

<p>p.4</p>	<p>「図 人権擁護委員による学校訪問」は、同和問題についての説明等における学校訪問のように見えてしまうが、実際は違うと思われるので、配置を変えるかそれなりの説明を入れてはどうか。</p> <p style="text-align: center;">【中川賢一委員】</p>	<p>重要課題「同和問題」は、施策の方向のうちのひとつに、「人権一般の普遍的な視点からの人権教育・啓発の推進」を挙げています。人権擁護委員による学校訪問はその施策の方向に沿った事業の一つであると考え、この「同和問題」の分野で報告しています。</p> <p>しかし、ご指摘の通り、この訪問にて同和問題に特化した講話を行っているにとらえられる可能性もあるため、市民向けに資料公開の際は図に注釈を加えたいと思います。(図 人権擁護委員による学校訪問(いじめ防止や多様性についての講話)とするなど)【市民協働推進課】</p>
<p>p.17</p>	<p>6 外国人 【鈴木健一委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の概要について、データ(実数・割合)があればお示し下さい。 下野市在住外国人数の国籍別推移(ここ10年間程度) 外国人労働者の雇用・労働形態 外国籍児童・生徒 数の推移(国籍別) 日本語学習が必要な児童生徒数 ・コロナ対策を通じての外国人への人権配慮の実施状況と今後の課題を教えてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・データについては別紙をご参照ください。 <p style="text-align: center;">事前質問参考資料①</p> <p style="text-align: center;">事前質問参考資料②</p> <p style="text-align: center;">事前質問参考資料③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度の新型コロナウイルス感染症に関する外国人への人権配慮の実施状況につきましては、外国籍世帯全世帯を対象とした通知送付による外国人相談ダイヤルの周知およびホームページでの周知と、ワクチン接種予約の外国人専用ダイヤルの開設、相談があった場合の外国語表記の問診票の提供、予防接種会場における日本語を話すことが難しい外国人への対応等を行いました。 <p>課題としては、窓口に来庁した際の対応やワクチン接種の実施等にあたり特に問題となったことはなかったが、そもそも全く日本語を話せない人は相談にすら来られていない可能性があること、また、ワクチン接種に来たとしても接種について完全に理解しているかは不明であること等が挙げられます。</p> <p style="text-align: right;">【市民協働推進課】【健康増進課】</p>

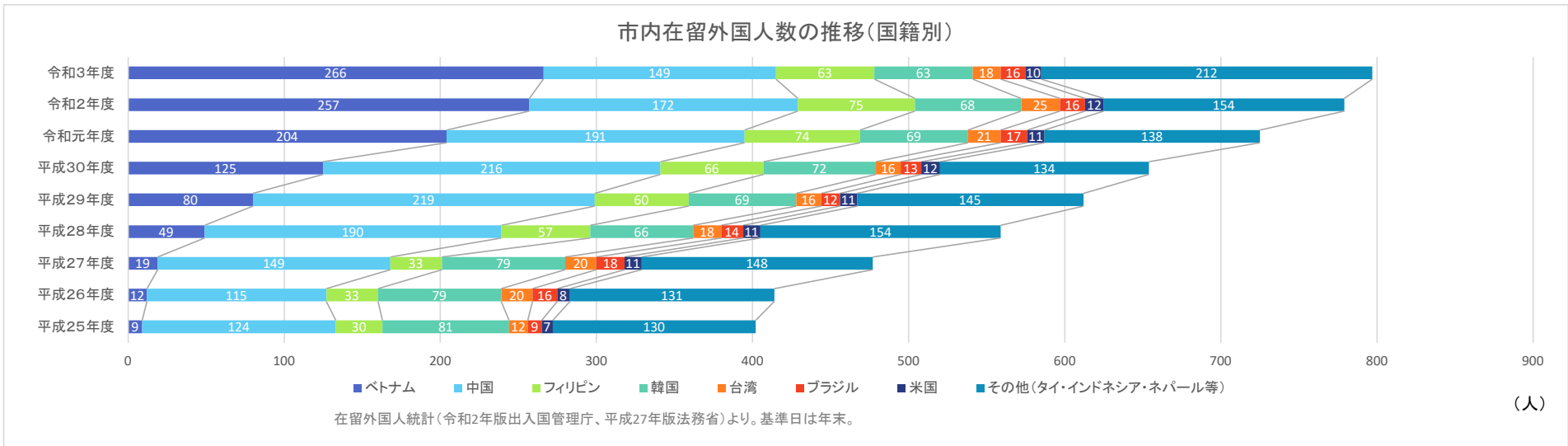
	<p>・目標に示されている「多文化共生社会の実現」とドイツ・キプロス文化を介した「国際理解」との関連について本市の当面の人権推進の観点からは少々違和感を覚えます。市内在住外国人の持つ文化理解も重要かと思えます。</p>	<p>・ドイツおよびキプロスとの交流については、自分の国とは異なる文化を知ることにより、市民の国際理解・多文化理解への第一歩とすることを目的としております。子どもたちをはじめとした市民に国際交流員のイベント等に参加し身近なところから外国に興味を持っていただくことで、海外の文化を知るきっかけとなり、それがひいては多様性や共生への理解につながると考えております。</p> <p>ですがご指摘の通り、市内に在住している外国人の持つ文化に対する理解はより差し迫って必要とされるものであります。市内在住外国人と市民との交流の機会については、平素であれば下野市国際交流協会が日本語教室や日本語スピーチ大会、ティーパーティー等を実施しておりますが、現在は新型コロナウイルス感染症の影響により見合わせているところです。市内在住外国人のうち多くの割合を占めるベトナム人等の文化についてどのように市民へ理解を促していくかは、今後の検討課題とさせていただきます。なお、本年10月から、下野市国際交流協会がベトナム人講師によるベトナム語講座（全10回）を開設する見込みであり、講座の中で文化紹介等も行う予定でおります。</p> <p style="text-align: right;">【市民協働推進課】</p>
--	---	--

■資料 2

ページ	質問【質問者】	回答
p.3	<p>2 女性 【鈴木健一委員】</p> <p>・「男女共同参画セミナー」のテーマは、多様な性への理解・啓発活動としては時宜を得た企画とは思いますが、より一層男女共同参画社会実現に係るテーマの方がふさわしかったのではと考えます。</p> <p>・関連ですが、本市が「平和都市宣言」と並んで「男女共同参画都市宣言」の標識を庁舎前に掲げている背景について教えて下さい。</p> <p>・以下の概要について、データ（実数・割合）があればお示し下さい。 下野市各種審議会等の女性委員数の推移 下野市職員の女性管理職数の推移 下野市女性自治会長数の推移 下野市の男女別家事労働分担状況</p>	<p>・男女共同参画啓発事業については、若年層の参加割合の増加を目指しております。そのため、令和3年度においては子育て世代が興味・関心を持ちやすい性教育をテーマとしました。女性の政治参加など、より男女共同参画に直接的に関係すると思われるテーマは、すでに男女共同参画に興味のある方に対しては充実した内容となる一方、男女共同参画にあまり興味関心のない方の参加は見込めません。より一般市民向けに講師と相談しテーマを選定した結果、本セミナーのような内容となりました。</p> <p>・平成28年4月に「下野市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例」を施行し、さらに平成28年12月にお互いの人権を尊重し、共に支え合いながら、本市のだれもがいきいきと輝く未来を目指し「男女共同参画都市」を宣言しました。そのため、「非核平和都市宣言」と並び、垂れ幕を掲げています。</p> <p>・事前質問参考資料④を参照</p> <p style="text-align: right;">【市民協働推進課】</p>

<p>p.6</p>	<p>「学校教育課、サポートセンターの巡回訪問を、なるべく複数人で」とあるが、「できる限り」もしくは「必ず複数人で」対処できるようにしてほしい。人的な手当ても必要だとは思いますが…。</p> <p style="text-align: center;">【中川賢一委員】</p>	<p>学校教育サポートセンターでは、不登校の児童・生徒の学習支援を行うスマイル教室と、保護者等からの相談を受け付ける相談部があり、その両方で必要に応じて家庭訪問を行っております。児童・生徒自身や保護者の方のご都合に合わせて日程調整しておりますので、複数人での訪問が難しい場合もあるのが現状です。しかし、訪問の目的によってはスマイル教室担当者と相談部の職員がともに訪問したり、こども福祉課の職員が訪問に同行したりするなど、部署間での連携や他機関との連携を図りながら児童・生徒の支援を行っております。今後も、訪問の目的に応じて、できるかぎり複数人で対応していきたいと思っております。</p> <p style="text-align: right;">【学校教育課】</p>
<p>p.7</p>	<p>「SOS ミニレターの書き方講習」をしてみてもどうか？（低学年1～3年生）」</p> <p style="text-align: center;">【中川賢一委員】</p>	<p>「SOS ミニレター」とは、法務省が作成し、各地域管轄の法務局支局から全国の学校あてに送付されているもので、児童・生徒が保護者や教師等周りの人に相談できない困りごとがある際に、悩み事を書いて投函し、担当の人権擁護委員が解決できるよう考え返事をするという取り組みです。</p> <p>SOS ミニレターについては、6月及び12月に行う学校訪問の講話にて人権擁護委員が周知活動を行っております。書き方の指導については、下野市人権擁護委員会や各学校および宇都宮地方法務局栃木支局と相談しながらその必要性等について検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【市民協働推進課】</p>

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ベトナム	9	12	19	49	80	125	204	257	266
中国	124	115	149	190	219	216	191	172	149
フィリピン	30	33	33	57	60	66	74	75	63
韓国	81	79	79	66	69	72	69	68	63
台湾	12	20	20	18	16	16	21	25	18
ブラジル	9	16	18	14	12	13	17	16	16
米国	7	8	11	11	11	12	11	12	10
その他(タイ・インドネシア・ネパール等)	130	131	148	154	145	134	138	154	212
計	402	414	477	559	612	654	725	779	797



[別表3] 地域別・在留資格別外国人労働者数 (栃木労働局)

令和3年10月末現在

(単位：人、%)

	全在留資格計	①専門的・技術的分野の在留資格		②特定活動 (構成比)	③技能実習 (構成比)	④資格外活動		⑤身分に基づく在留資格			⑥不明		
		計 (構成比)	うち技術・人文知識・国際業務			計 (構成比)	うち留学	うち永住者	うち日本人の配偶者等	うち永住者の配偶者等		うち定住者	
総数	29,236	4,606 [15.8]	2,799	1,830 [6.3]	7,227 [24.7]	2,285 [7.8]	1,797	13,288 [45.5]	7,430	2,159	325	3,374	0
1 宇都宮公共職業安定所	7,206	1,106 (15.3)	792	287 (4.0)	1,302 (18.1)	1,265 (17.6)	1,109	3,246 (45.0)	1,919	577	85	665	0
2 鹿沼公共職業安定所	1,220	191 (15.7)	92	30 (2.5)	740 (60.7)	13 (1.1)	8	246 (20.2)	127	69	5	45	0
3 栃木公共職業安定所	2,662	435 (16.3)	193	222 (8.3)	885 (33.2)	239 (9.0)	172	881 (33.1)	498	154	37	192	0
4 佐野公共職業安定所	2,099	284 (13.5)	165	193 (9.2)	563 (26.8)	188 (9.0)	119	871 (41.5)	473	135	19	244	0
5 足利公共職業安定所	3,187	479 (15.0)	299	114 (3.6)	925 (29.0)	123 (3.9)	71	1,546 (48.5)	929	212	37	368	0
6 真岡公共職業安定所	2,810	423 (15.1)	203	49 (1.7)	950 (33.8)	115 (4.1)	92	1,273 (45.3)	798	167	23	285	0
7 矢板公共職業安定所	815	299 (36.7)	93	19 (2.3)	209 (25.6)	17 (2.1)	12	271 (33.3)	174	59	4	34	0
8 大田原公共職業安定所	1,742	267 (15.3)	171	64 (3.7)	322 (18.5)	62 (3.6)	39	1,027 (59.0)	542	174	13	298	0
9 小山公共職業安定所	5,757	669 (11.6)	476	767 (13.3)	860 (14.9)	209 (3.6)	150	3,252 (56.5)	1,586	471	96	1,099	0
10 日光公共職業安定所	881	274 (31.1)	210	24 (2.7)	255 (28.9)	28 (3.2)	11	300 (34.1)	153	79	2	66	0
11 黒磯公共職業安定所	857	179 (20.9)	105	61 (7.1)	216 (25.2)	26 (3.0)	14	375 (43.8)	231	62	4	78	0

注1：[] 内は、外国人労働者総数に対する在留資格別の外国人労働者数の比率。() 内は、地域別の外国人労働者総数 (全在留資格計) に対する在留資格別外国人労働者の比率を示す。

注2：在留資格「特定活動」(②) は、ワーキング・ホリデー、外交官等に雇用される家事使用人等の合計。

注3：在留資格「特定技能」は、①専門的・技術的分野の在留資格に含む。

「外国人雇用状況」の届出状況まとめ
(令和3年10月末現在)

栃木労働局 職業安定部 職業対策課

より抜粋

小山市
下野市
野木町



日本で就労する外国人のカタゴリ（総数 約68.2万人の内訳）

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。

(1)就労目的で在留が認められる者 約12.4万人
(いわゆる「専門的・技術的分野」)

- その範囲は「産業及び国民生活等に与える影響」を総合的に勘案して個々の職種毎に決定。
- 「高度に専門的な職業」、「大卒ホワイトカラー、技術者」、「外国人特有又は特殊な能力等を活かした職業」に大別される。

(2)身分に基づき在留する者 約30.9万人
(「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)

- これらに在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

(3)技能実習 約13.4万人

技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

(4)特定活動 約0.7万人
(EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、ポイント制による優遇措置を受ける高度外国人材等)

- 「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

(5)資格外活動(留学生のアルバイト等) 約10.8万人

- 本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間等以内)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格	
在留資格	具体例
技術	機械工学等の技術者、システムエンジニア等のエンジニア
人文知識	企画、営業、経理などの事務職
国際業務	英会話学校などの語学教師、通訳・翻訳、デザイナー
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者で上記2つの在留資格に同じ
技能	外国料理人、外国建築家、宝石加工、パイロット、スポーツ指導者
教授	大学教授
投資・経営	外資系企業の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、会計士
医療	医師、歯科医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師
研究	政府関係機関、企業等の研究者
教育	高等学校、中学校等の語学教師

- ・・・「大卒ホワイトカラー、技術者」
- ・・・「外国人特有又は特殊な能力等を活かした職業」
- ・・・「高度に専門的な職業」

※外国人雇用状況届出(平成24年10月末現在)による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度(雇用対策法第28条)。なお、「外交」「公用」及び「特別永住者」は対象外である。



外国人児童・生徒数の推移

	R3	R2	R1	H30	H29	H28	H27	H26
児童数	16	7	8	8	9	6	6	4
生徒数	2	2	4	4	1	1	1	1

栃木県「学校基本統計」より

令和4年度下野市人権推進審議会 事前質問回答

■下野市各種審議会等の女性委員数の推移

	R4 年度	R3 年度	R2 年度	R1 年度	H30 年度	H29 年度
委員総数	695	868	749	927	653	712
女性委員総数	251	278	257	335	222	244
比率	36%	32%	34%	36%	33%	34%

※4月1日時点

■下野市職員の女性管理職数の推移

項目／年度	R3 年度	R2 年度	R1 年度	H30 年度	H29 年度	H28 年度	H27 年度
課長級以上に 占める女性割合	12.1%	15.2%	14.3%	13.6%	10.0%	17.1%	13.2%
課長補佐以上に 占める女性割合	—	22.7%	19.3%	14.1%	15.4%	14.3%	23.7%

■下野市女性自治会長数の推移

	R4 年度	R3 年度	R2 年度	R1 年度	H30 年度	H29 年度
自治会長総数	146	146	146	147	149	149
女性自治会長数	10	7	7	7	9	15

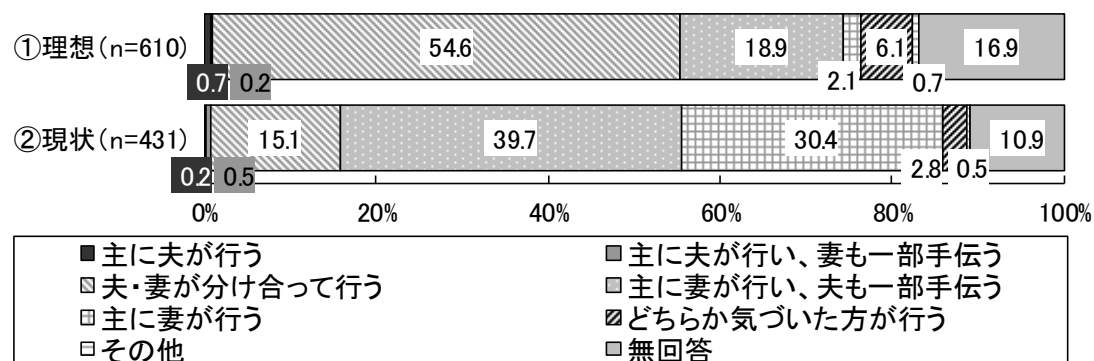
■下野市の男女別家事労働分担状況

設問) 家事(掃除・洗濯・食事の支度・食事の後片づけなど)は、どのように行うべきだと思いますか。理想をお答えください(①)。また、結婚をしている方のみ、実際にあなたの家庭において、主に誰が行っていますか(②)。(①と②それぞれ〇は1つ)

家事の役割分担の【理想】については、「夫・妻が分け合って行う」が54.6%と最も多くなっています。

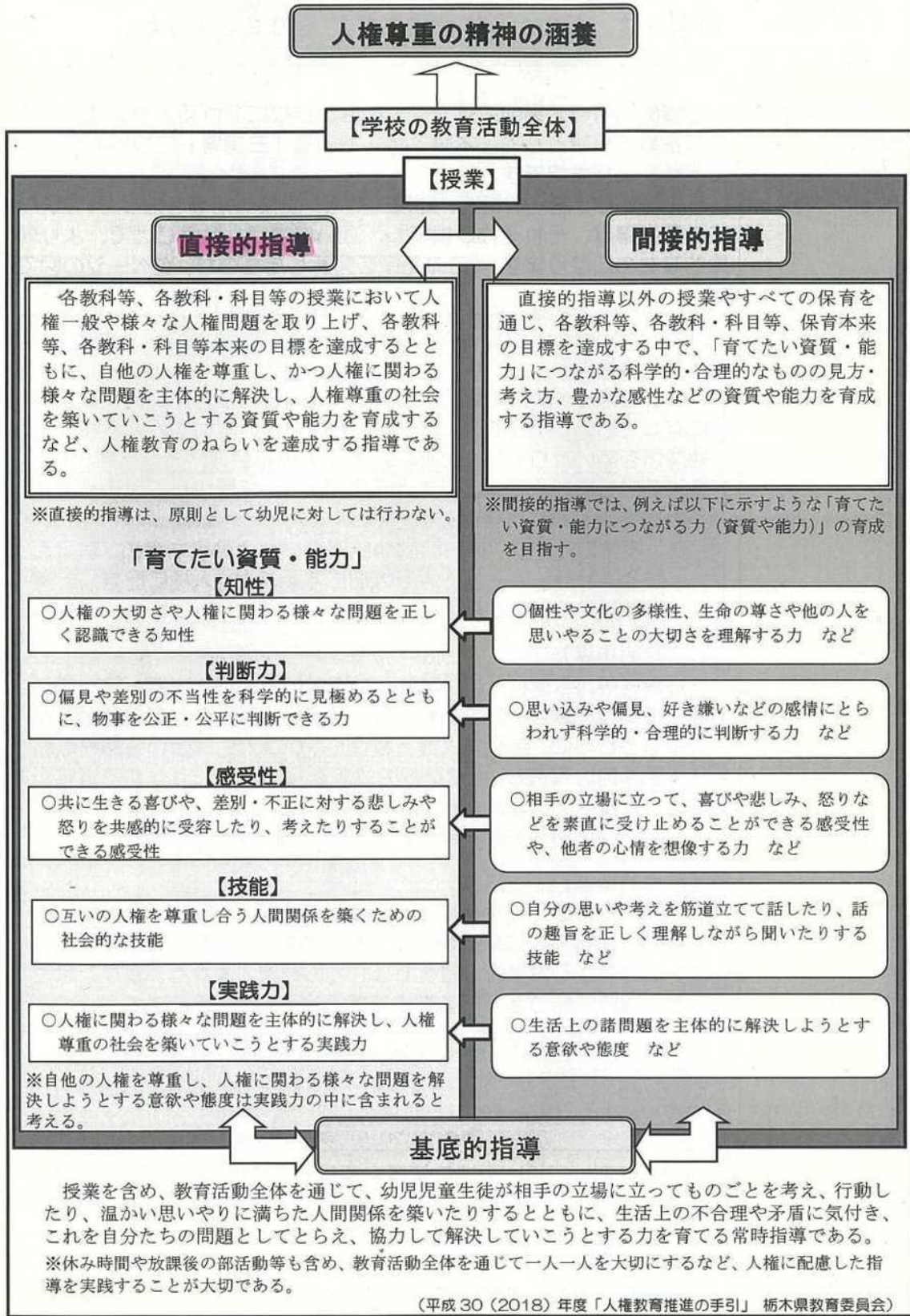
結婚している方の家事の役割分担の【現状】については、「主に妻が行い、夫も一部手伝う」が39.7%と最も多く、次いで「主に妻が行う」が30.4%となっています。

また、【理想】の分担として最も多かった「夫・妻が分け合って行う」が54.6%なのに対し、【現状】は15.1%にとどまっており、一方「主に妻が行い、夫も一部手伝う」が39.7%、「主に妻が行う」が30.4%となっています。



「下野市だれもが輝く社会づくりに関するアンケート調査結果報告書」(令和2年3月)より抜粋

学校教育における人権教育指導の構想 (図解)



令和4年度下野市人権推進審議会 年間スケジュールについて

令和4年度人権推進審議会 計4回（+書面会議1回）

7月26日（火） 第1回審議会

- ・令和3年度計画の進捗状況の確認（重要課題1～9）
- ・改定スケジュールの説明、改定の概要説明および意見聴取、基本目標検討

8月29日（月） 第2回審議会

- ・基本目標の決定
- ・次期計画案の説明、検討（重要課題1～5）

10月14日（金） 第3回審議会

- ・次期計画案修正※の確認（重要課題1～5）※8/29の検討事項を反映させたもの
- ・次期計画案の確認（重要課題6～10）

11月17日（木） 第4回審議会

- ・計画案修正※の確認（重要課題6～10）※10/14の検討事項を反映させたもの
- ・最終案の調整

（12月 パブリックコメントの実施）

1月頃 会長による事務局最終案の確認（パブコメの反映等）

1月頃 第5回審議会（書面での報告）

- ・パブリックコメントを踏まえた修正

- ・2月頃 議会報告

令和4年4月 人権教育・啓発推進行動計画 開始

人権教育・啓発推進行動計画（2023～2027）基本目標について

○現計画目標 「互いの人権を尊重し合い、共に生きる幸せを実感できる社会の実現」



○新計画目標 「

」

参考) 他市の人権関連計画の基本目標

小山市

- ・一人ひとりがかげがえのない存在として尊重され、偏見や不当な差別のない社会
- ・誰もがそれぞれの幸福を最大限に追及し、自己実現を図ることができる社会
- ・一人ひとりの違いを認め合い、豊かさとして共生できる社会

野木町 誰もが心豊かに暮らせる社会を目指して

栃木市 ところ和み、みんな笑顔のあったか“とちぎ”

佐野市

- ・市民一人ひとりが、日常生活の中でお互いを理解し、尊重し合い、共に支え合いながら、個々の人権を尊重する地域社会の形成を推進します。
- ・市民の主体的な学習活動を支援するとともに、様々な場を通じ、その発達の段階に応じた人権教育を推進します。
- ・市民に対する人権啓発活動の充実を図ります。